

令和6年度第3回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和6年11月7日（木） 13:30～15:57

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎3階災害対策室

3 出席委員

会 長	山田 常雄	委 員	濱名 徳順
副会長	成田 篤彦	委 員	實形 裕介
委 員	高橋 克	委 員	野尻 孝明
委 員	笹生 衛		

(欠席委員)

なし

4 出席職員

教育長	鴫田 道雄	主 査	前田 雅之
生涯学習課長	重田 克己	学芸員	鎌田 望里
班 長	田中 大介	副主査	石井 祐樹

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	0 人

6 議題

- (1) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について
- (2) 指定文化財候補について（光福寺の仏像）
- (3) 市内民俗文化財の記録映像の撮影について
- (4) 指定文化財候補について

7 報告

- (1) 山野貝塚第11次発掘調査について
- (2) 山野貝塚整備基本設計の現状について

8 議事等

議題（１）永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について

事務局：資料に沿って説明

笹生委員：文章がもう少しこなれた方がよい。後ほど調整させてもらえればと思うが、今気が付いた点として、資料６ページの概要の上から７行目、「集落跡であるとともに」、の「である」は取った方がよい。その次の行で、「一方」の後には読点を入れ、「西寺原地区においては」の「において」を削除する。次のページについてはもう少し文書を練ってもよいと思う。資料７ページの上から７行目、「帯飾具」は「銚帯具（かたいぐ）」ではないか。９行目の「仏具」にすべて含めてしまうのは厳しいので、「仏教関連遺物」という方がよいと思う。資料７ページ「９指定理由」の上から５行目の「村落内寺院」以下は意味が取りづらいので、「『村落内寺院』という名称を提示する端緒となり、学史的に大きな意義がある」という方がよいのではないかな。

野尻委員：資料６ページの４行目、１９８２（昭和５７）の後に「年」がなくてよいかな。また、指定名称の末尾が「関連資料群」となっているが、資料７ページの１行目、の「信仰関係資料」だけが「関係」と表記されている。

山田会長：この部分は「資料」という文言が多すぎないかな。

笹生委員：文字資料、文字関連資料は、文字及び関連資料だとすっきりすると思われる。

高橋委員：資料６ページ、「７分類等」のところに、「文字関連資料」と入れている。それと整合するようにした方がよいのではないかな。

濱名委員：資料６ページ、「６時代」について、８世紀後半～１０世紀末なので、奈良時代を加えた方がよいのではないかな。

高橋委員：資料６ページ「８概要」のところでは、一切、奈良・平安時代という文言が出てこない。袖ヶ浦市の指定文化財の説明では、時代区分を入れる必要があるのか。そう考えると、先ほどの西暦と年号のところも、先に年号がきて、その後に西暦が表記されるのではないかな。

濱名委員：通常は元号を入れて、その後に括弧して西暦を入れる。

笹生委員：以前の指定の際はどうなっているか。

事務局：看板の文言を議論いただいた際は、西暦を入れて、その後に括弧して元号を入れることになった。しかし、前回の飽富神社唯一社頭年中行事帳の指定の際は、元号（西暦）となっている。

高橋委員：そうであれば、概要のところを元号（西暦）に直せばよいのではないかな。

笹生委員：資料６ページ、「８概要」の上から５行目の「平安時代」の前に「奈良」を入れた方がよい。

事務局：資料７ページの「９指定理由」の下から３行目に、「日本の宗教史」と記載しているが、問題ないかな。

笹生委員：問題ないのではないかな。

事務局：承知した。今ご指摘いただいた点を修正し、修正した内容を一度笹生委員に確認していただく。今後のスケジュールとしては、２月の第４回の審議会において諮問する予定なので、笹生委員に確認いただいた資料を、会議前に一度委員の皆様にお送りすることとしたい。

山田会長：次回の会議前に修正資料が送られてくるとのことなので、何かありましたら、各委員から事務局に連絡をお願いしたい。

議題（２）指定文化財候補について（光福寺の仏像）

事務局：資料に沿って説明

濱名委員：山本先生の鑑定結果は、基本的には私の鑑定と同様であった。千手観音菩薩立像については後補多いところが残念であるが、比較的きれいなお像であり、体幹部分はほぼ当初の形が残されているので、県内の他の同時期のお像と比べてもはなはだしく状態が悪いわけではなく、指定に相応しい。資料を見て興味深いと思ったのは、浄蓮寺のお像は十中八九、京都で制作されたお像である。一方光福寺のお像は地方色が強く、市内にこのような異なった平安仏があることは興味深い。妙見像は中世のものは少なく、県内には３点字しかなく、他は県外の千葉氏関係のものしかない。千葉氏と袖ヶ浦市の関係を示唆するものとして重要なので、指定していただきたい。残念ながら手がながい、両腕を復元して、信仰の対象として甦らせてほしい。

笹生委員：１２世紀の仏像は県内でもなかなかないので指定の方向でお願いしたい。妙見像の制作年代は遡る可能性はあるのか。

濱名委員：制作年代は１４世紀である。１４世紀の初頭か中葉かの判断は難しいが、南北朝時代でよい。写真を見てもわかるように、目の作り方に優れた技法が用いられており、鎌倉風が顕著に残っていると思われるので、１４世紀でよいと思われる。ただし、人によっては１５世紀の制作という人もいるかもしれないが。

笹生委員：彩色が落ちているのか。

濱名委員：当初彩色像であったか、素地のままの像であったかは判断できない。

笹生委員：横田の応永の検地帳に横田郷が出てきて、１５世紀に妙見堂があることは確実なので、興味深い。伝来はわかるのか。

濱名委員：江戸時代のことであるが、光福寺の末寺に妙見寺があり、その本尊がこの妙見像であったと思われる。

笹生委員：横田の可能性もあるのか。

濱名委員：横田ではなく、三箇の範囲の中であろう。場合によってはこちらの末寺の方が光福寺よりも古いかもしれない。笹生委員も以前検討されていたが、横田に妙見信仰が入ってきたのは、上総氏の一族で、茂原の一番西側あたりに本貫をおいた須田氏がいて、その血筋の人たちが畔蒜郡に多く入ってきている。そのうちの１つが横田氏であり、おそらく野里などにも上総氏の一族が入っている。その時点の上総氏は千葉化している。名前も○胤になり、しかも妙見信仰を持って入ってくる。おそらく姻戚関係を結びながら上総氏は千葉化して生き延びたと言える。千葉化した上総の一族は、近世までしぶとく生き延び、おそらくこの妙見像などもこれらの人たちが細々と信仰を残していったものと思われる。

山田会長：山本先生の所見も含めて、光福寺の千手観音菩薩立像が平安時代後期の仏像で極めて重要であることが判明した。これを指定候補として進めていくと同時に妙見像についても指定に向けて進めてほしい。また、浄蓮寺の仏像につ

いても検討してもらいたい。

濱名委員：浄蓮寺の仏像は指定になっていないのか。これが指定になっていないことには疑問が残る。実物を見ていないが、写真を見ると典型的な京都で作られた像である。

山田会長：かなり修理されてしまったと記憶している。修理報告書も出ていないのか。

濱名委員：千葉県内でも正統派の平安仏は数が少ない。写真を見る限り、浄蓮寺のお像は京都にあってもおかしくない。

山田会長：とりあえず、千手観音菩薩立像と妙見像については指定候補として進めてもらいたい。事務局としてどのように進めていくのか。

事務局：両資料とも既に評価をいただいているので、濱名委員と相談して指定に向けて進めていきたい。

議題（３）市内民俗文化財の記録映像の撮影について

事務局：資料に沿って説明

高橋委員：しっかりと撮影してもらえばよい。

山田会長：編集していらなくなった部分も捨てないでほしい。

事務局：基本的には公開するためのものではない。記録して残すものである。

高橋委員：映像だけではなく、保存会の名簿なども集めておく。また、会が上演する際に配布する資料なども収集しておくとうい。所作については特別にやってもらわなければならないので、正確に撮影する必要がある。何年か前に撮影してもらったと記憶しているが、その撮影方法で問題ない。

議題（４）指定文化財候補について

事務局：資料に沿って説明

山田会長：どのように意見をもらいたいのか。

事務局：緊急性が高いものなど、どのように指定をしていった方がよいかを伺いたい。

高橋委員：基準をつければよいと思う。民俗文化財であれば、緊急性があるものを指定候補に挙げ、順番にやってみようという流れである。歴史資料の場合は緊急性が基準ではない。その基準を作るべきである。また、個人所有の場合、個人の意向を確認する必要がある。

山田会長：建造物から１つ１つ見ていきたい。

高橋委員：旧進藤家住宅については、時期の裏付けとなる棟札が欲しい。

山田会長：附指定ということであるが、指定となっている本体の根拠を示すものとして附指定するということであればよいのではないかと。

高橋委員：附指定となるものが出てきたら、その都度資料が散逸しないように指定すればよい。

山田会長：建造物の２番目、御霊神社はどうか。

事務局：まだ詳細がわからない。

高橋委員：何かの記録の中に出てくるとか、そういう資料がどこかにあればよい。

山田会長：まだ詳細がわからない資料があるので、1つ1つは見えていられない。今日はこのような資料があるということだけみてもらえればよいか。

事務局：おっしゃったとおり、このような資料があることを確認していただき、事務局で優先順位をつけて次回以降提示したい。

山田会長：彫刻については、浄蓮寺の十一面観音立像を追加するということによいか。

事務局：追加する。

濱名委員：延命寺の仏像については、今は触ってほしくないと聞いている。近く修理するので、その際に見てほしいとのことである。2-2は明らかに鎌倉時代の仏師賢光の作である。賢光の作品はほとんどが県指定になっている。修理すれば必ず指定の対象となる。

山田会長：古文書関係はどうか。

實形委員：高浦家文書は横田の高浦家である。市史作成の際、いわゆる横田七人衆で持ち回りになっていた文書は目録にしてあるが、その中には安土桃山時代の文書はない。まだ、見せてもらっていない資料があるのかもしれない。

山田会長：義軍の文書はどうか。

實形委員：一つの家のものではなく、いろいろな家のものがあり、関連する文書が市内にいろいろ残っている。今回提示されたもの以外では、市史の資料目録8の光福寺文書は5,000点以上あるが、寺院文書で貴重な資料である。歴代住職の関係や、壇林というお坊さんの学校関係については良い資料になるのではないか。古文書だけではなく、典籍、絵画もあるので、総合的にどう見るのかということになる。

笹生委員：西原遺跡の呪符木簡は資料としては大変興味深い。最近新たな研究が進んでいると聞いたが、どのような内容か。

事務局：千葉市で展示をした際に、陰陽道関係の研究者が星座を表しているのではないかと言っている。

笹生委員：出土状況が問題である。包含層から9世紀代の土器と一緒に出土していたと思うが、この遺跡がどのような性格で、なぜその場所から出土したのかを明確にできた方がよい。もう少し周辺の資料を蓄積した方がよい。また、古代の環境についても議論した方がよい。根形台遺跡群の蕨手刀はレントゲン写真を撮影して保存処理もしているのか。

事務局：おそらくしていると思われる。

笹生委員：少なくとも、毛抜きの透かしの形が明確になる必要があるので、レントゲン写真を撮影しているか、保存処理を行っているのかを確認しておいた方がよい。雷塚遺跡の資料も悪くはないが、鉄製品1枚だけではなく、もう少し火葬墓についても詰めた中で、袖ヶ浦における古代の火葬墓、火葬文化に位置付けられるようにもっていった方がよい。坂戸神社古墳は、森が「坂戸神社の森」として県指定となっている中で、古墳のみを新たに市指定するということであるが、指定範囲をどのようにするかが問題となる。測量調査しか実

施しておらず、発掘調査は行われていない中で、どこまでを古墳とするのか。墳丘部分に限るのか、もしくは坂戸神社全体とするのか。その方針を考えておいた方がよい。また、墳形から時代が古いだろうという認識をされているが、現状では県の指定にもなっており、開発される恐れはないので、緊急性は低い。もう少し背景的なことがわかってから指定にもっていてもよいのではないか。

高橋委員：民俗文化財について、海苔と漁協の資料は民俗文化財でよいと思う。

山田会長：委員に見てもらう資料もあることから、この中から選択して、事務局でまとめてほしい。

事務局：分かりました。

報告（１）山野貝塚第 11 次発掘調査について

事務局：資料に沿って説明。

笹生委員：資料 42 ページの 4 の写真にある白いものが火葬骨であるということか。

事務局：以前の調査で、幼児骨を埋納したと考えられる土器が検出されていることから、これも同様な可能性がある。また、灰であるかもしれない。

笹生委員：再葬墓の可能性もあるのか。

事務局：縄文時代の場合、ここまで粉碎する事例は見られない。幼児骨が入っていた可能性が高いのではないか。

笹生委員：市原市の祇園原貝塚では、骨をまとめた遺構が見つかったので、そういう遺構が出てよいと思っていた。

事務局：今回の出土骨の大部分は獣骨と思われる。これまで、今回の調査範囲付近で人骨の発見例があったが、今回の調査で明確に人骨といえるものは出ていない。

野尻委員：3D から作成した写真について、どのように作成しているのか。

事務局：携帯端末にあるライダーという、レーダーを照射して、そのはね返りで測量をする機能を活用する無料のアプリを用いて測量し、その後パソコン上で二次元化したものである。

報告（２）山野貝塚整備基本設計の現状について

事務局：資料に沿って説明。

以上

令和6年度 第3回袖ヶ浦市文化財審議会資料

目 次

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令	P 1
第 2 5 期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿	P 3

議 題

(1) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群の指定について	P 5
(2) 指定文化財候補について (光福寺の仏像)	P 8
(3) 市内民俗文化財の記録映像撮影について	P 15
(4) 指定文化財候補について	P 17

報 告

(1) 山野貝塚第 11 次発掘調査について	P 38
(2) 山野貝塚整備基本設計の現状について	P 43

別冊資料 1 議題 (1) 永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群
の指定について

別冊資料 2 議題 (2) 指定文化財候補について (光福寺の仏像)

指定文化財及び市文化財審議会にかかる根拠法令

袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例より抜粋

第2章 市指定文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち重要なものを袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により指定をするときは、教育委員会はあらかじめ第24条の規定により設置する袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

第4章 市文化財審議会

(設置)

第24条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は意見を具申し及びこれらに必要な調査研究を行うため袖ヶ浦市文化財審議会を置く。

(定数及び委嘱)

第25条 審議会は、非常勤の委員7名で組織し、文化財に関する学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第26条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 2 5 期 袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 6 期目
じつかた ゆうすけ 實形 裕介	有 形	初 任
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 9 期目
なりた あつひこ 成田 篤彦 (副会長)	記念物	再 任 9 期目
のじり たかあき 野尻 孝明	有 形	初 任
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形	再 任 2 期目
やまだ つねお 山田 常雄 (会 長)	有 形 記念物	再 任 21 期目

任期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

議題（１）永吉台遺跡群出土の古代文字および信仰関連資料群の指定について

令和６年８月８日に開催しました令和６年度第２回文化財審議会において、指定候補資料についてご審議いただき確定したところです（別冊資料１）。

つきましては、改めて指定候補として提案するので、指定文化財調書（案）について意見を求めるものです。

○今後の指定スケジュール

令和７年２月１３日（木）	諮問（令和６年度第４回文化財審議会）
５月	答申（令和７年度第１回文化財審議会）
６月	教育委員会定例会
	告示

指定文化財候補調書（案）

- 1 名 称 ながよしだいせいせきぐんしゆつど こだい も じ しんこうかんれんしりょうぐん
永吉台遺跡群出土の古代文字及び信仰関連資料群
- 2 員 数 158点
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 袖ヶ浦市下新田1133（袖ヶ浦市郷土博物館）
- 5 所有者 袖ヶ浦市
- 6 時 代 平安時代（8世紀後半～10世紀末）
- 7 分類等 文字資料：93点
（種別）（墨書土器82点、へら書土器10点、陶製印1点）
文字関連資料：16点
（硯11点、帯飾具4点、水滴1点）
信仰関連資料：49点
（灯明皿等36点、瓦塔2点、香炉蓋2点、薬壺1点、鉢等5点、
温石1点、土馬2点）

8 概要

永吉台遺跡群は小櫃川の支流である松川左岸の台地上標高 63～76mに所在する。遺跡周辺は開析により、舌状に張り出す2つの台地が形成され、小支谷を挟んで西側に遠寺原地区、東側に西寺原地区が位置する。

本遺跡群は1982（昭和57）～1984（昭和59）年にかけて発掘調査が実施され、旧石器、縄文、奈良・平安、中・近世の遺構・遺物が発見された。特に平安時代の内容が豊富で、遠寺原地区においては8世紀後半から10世紀前半にかけての集落跡であるとともに、8世紀末頃に四面廂付掘立柱建物を中心とした寺院とみられる建物跡が確認された。一方西寺原地区においては、9世紀半ばから10世紀末にかけて営まれた集落跡であり、土器生産を示す遺構が確認された。また、両地区から多量の墨書土器や信仰に関わる遺物が出土した。

本資料は、当地域における文字の普及と識字層の存在を示すものであるとともに集落への仏教受容の実態を知るうえで重要な資料である。対象資料は、文字

資料、文字関連資料、信仰関係資料に分類される。

文字資料としては、「寺」「佛」など仏教に関する文字が書かれた墨書土器、ヘラ書土器のほか、「酒式升半浄浄稻五千」と長文を記す墨書土器、「万徳（得）」など吉祥句を示す資料など判読可能な文字資料 9 2 点である。また、私印として使用されていたとみられる陶製印は全国的にみても出土例が少なく貴重な資料である。

文字関連資料としては、水滴や硯などの筆記具、識字層の存在を示す帯飾具の丸鞆や巡方など 1 6 点である。

信仰関連資料としては、灯明皿、薬壺、香炉蓋、瓦塔、温石などの仏具をはじめ、祭祀具とみられる土馬を含む 4 9 点である。

9 指定理由

本資料は当地域における文字の普及と識字層の存在を示すものであるとともに仏教の受容の実態を知るうえ重要な資料である。また、初期寺院、国分寺、半官半私の定額寺クラスの、ある程度伽藍を備えた寺院を対象に行われてきた古代仏教や寺院に関する研究に対して、永吉台遺跡群の調査成果は考古学的な証拠により、9 世紀代の在地に入り込んだ仏教について、いわゆる「村落内寺院」という名称を提示して焦点を当てることを可能にしたことには大きな意義がある。これらのことから、永吉台遺跡群から出土した資料は、日本の宗教史を考えるうえでも重要であることから、袖ヶ浦市指定文化財として指定し保護するに値する。

1 0 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成 2 3 年 9 月 1 日施行）

有形文化財 考古資料

（1）各時代の遺物で、地域的又は学術的価値が高いもの。

1 1 参考資料

笹生 衛他 1985『永吉台遺跡群』君津郡市考古資料刊行会

須田 勉 1985「平安初期における村落内寺院の存在形態」『古代探叢Ⅱ』早稲田大学出版部

千葉県立房総風土記の丘 1991「シンポジウム平安前期の村落とその仏教＜記録集＞」『千葉県立房総風土記の丘年報 14』

笹生 衛 1994「古代仏教信仰の一側面－8・9 世紀の事例を中心に－」『古代文化 46』財団法人古代学協会

議題（２） 指定文化財候補について（光福寺の仏像）

令和６年８月８日に開催した令和６年度第２回文化財審議会において、鎌倉国宝館館長の山本勉先生に光福寺の仏像を鑑定してもらおうと報告いたしました。

予定どおり８月２７日に鑑定を行っていただいたところ、指定候補である２体の仏像とも指定に相応しいとの評価が得られましたので、今後の指定に向けてのご意見を伺うものです。

１ 鎌倉国宝館館長 山本 勉先生の所見

鑑定日時：令和６年８月２７日（火）１０：３５～１２：００

鑑定場所：光福寺

所見：

千手観音菩薩立像

- ・平安時代後期（１２世紀後半）の制作と考えられる。
- ・県下には同時期の仏像が多くあり、本像の表面はだいぶ修理を受けているものの、良い資料であることから指定に相応しい。
- ・現在台の上に安置されているが、床上に安置した方が安全である。

妙見菩薩立像

- ・中世まで遡る資料であり、非常に価値がある。

２ 光福寺千手観音菩薩立像の評価及び袖ヶ浦市内の平安時代の仏像

１９９５年に刊行された『袖ヶ浦の仏像・仏具』によると、市内に現存する最も古い仏像は平安時代のもので、２点調査されています。

光福寺の千手観音菩薩立像（以下、当像）は、市内における３例目の平安仏であり、市内最古級の仏像彫刻として重要です。さらに、当像は全体として平安後期仏像彫刻の温雅な様式を示す一方で、比較的厚い体軀や彫りの深い大ぶりの目鼻立ちを持ち、さらに構造面でも一木造りを踏襲するなど、随所に前時代の風を遺しています（別冊資料２参照）。こうした点は上総地域に遺された同時代の仏像の特徴と一致し、当時当国に勢力を張った上総氏系武士団の一連の造像と見なすことも可能です。このような理由から市指定文化財として相応しいと考えられます。

以下、当像以外の２像について、『袖ヶ浦の仏像・仏具』に記載された内容を転記します。

・十一面観音立像（浄蓮寺（代宿））

像高：104.5 cm

木造、彫眼 漆箔

本像は過去の調査者により、平安時代の古像の可能性が指摘されてきた。しかし、平成3年に全面的な修理が行われており、今回の調査時点では修理前の状態を知る手がかりはほとんど失われていた。それでも、全身に施された真新しい金箔の輝きのなかに、おだやかで優美な、しかもしっかりとした造形が感じられ、正統な仏師の手になる平安仏の可能性をうかがい知ることができた。

十一面観音立像

袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦の仏像・仏具』



・毘沙門天立像（三ツ作神社（三ツ作））

像高：59.5 cm

木造 彫眼 素地

朽損がはなはだしく、像容を損なっているが、一本造りで様式的にみても平安時代の造像と考えられる。ただし、付属する邪鬼は後補、または別物である。



毘沙門天立像

袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦の仏像・仏具』

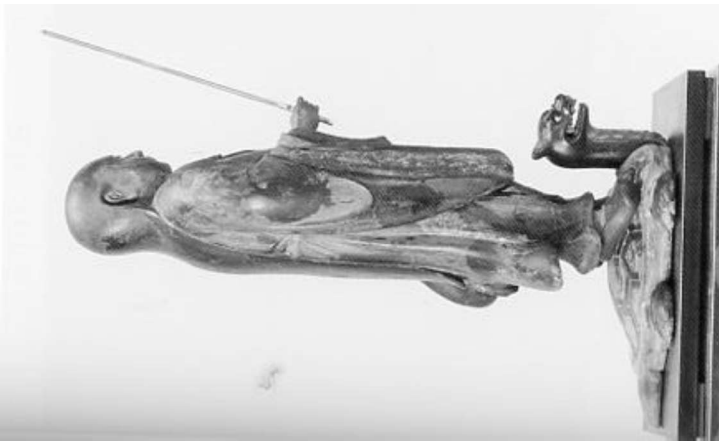
3 光福寺妙見菩薩立像と中世の妙見像の希少性について

光福寺の妙見菩薩立像については別添を参照願います（別冊資料2 参照）。

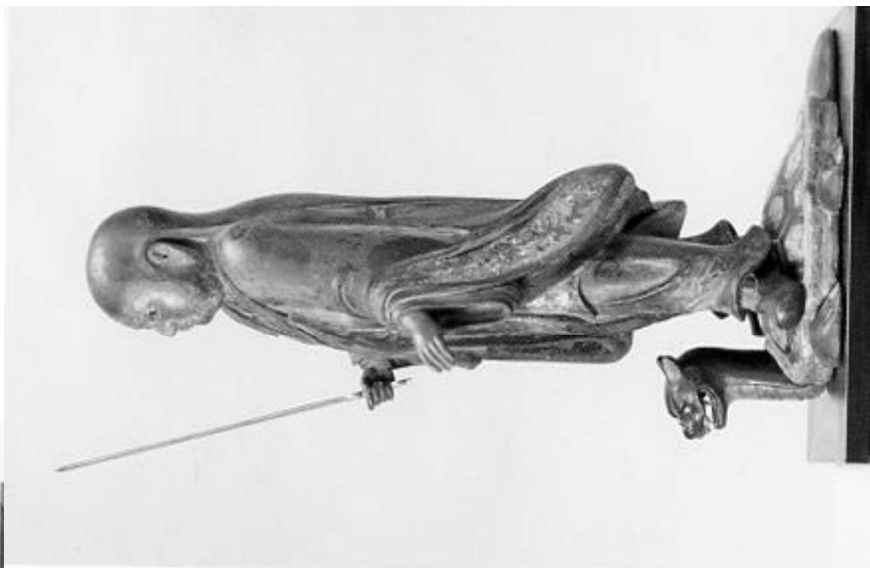
制作が中世に遡る妙見像はこれまで全国で10体しか確認されておらず、希少性からも重要です。また、このタイプの妙見像は中世作のものはほとんどが中世武士団千葉氏関係の造像であることから「千葉妙見」とも呼ばれています。本像は市内に千葉氏系武士団が伸長したことを示唆する遺品として、市指定文化財に相応しいと考えます。

中世制作の千葉妙見像（彫刻）（濱名委員による）

No.	像名	仕様	所蔵	年代	像高	指定	備考
1	妙見菩薩懸仏	銅鑄造	山武市個人蔵	正安元年 1299	40 cm (鏡面径)	市文	成東千葉氏伝来
2	妙見菩薩立像	木造彩色玉眼	読売新聞社	正安3年 1301	155.1 cm	重文	院命作、伊勢岡本宮旧蔵
3	妙見菩薩立像	木造彩色彫眼	銚子市堀内神社	建武2年 1333	44.9 cm		
4	妙見菩薩立像	木造彩色彫眼	千葉市栄福寺	天正4年 1574	52.2 cm		白井城主原胤栄発願
5	妙見菩薩立像	木造彩色彫眼	君津市青蓮寺	天正19年 1591 ㇿ	17 cm		
6	妙見菩薩立像	木造彩色玉眼	東庄町	13世紀後半	48.3 cm	県文	東保胤家伝来
7	妙見菩薩倚像	木造彩色玉眼	多古町妙光寺	13世紀後半	69.3 cm	県文	原郷妙見堂伝来
8	妙見菩薩立像	銅鑄造	佐賀県小城市	13世紀後半	68.5 cm		九州千葉氏伝来、火災で損傷
9	妙見菩薩立像	銅鑄造	個人蔵	13世紀後半	22.2 cm		白井市妙見神社旧蔵
10	妙見菩薩立像	木造彩色	いわき市妙見堂	14世紀?	27 cm	県文	大須賀氏関連とされるが、近世作ㇿ



妙見菩薩立像
木造彩色 玉眼
鎌倉時代 48.3cm





銚子市 堀之内神社
木造 彩色 彫眼
建武2年 1335 45cm



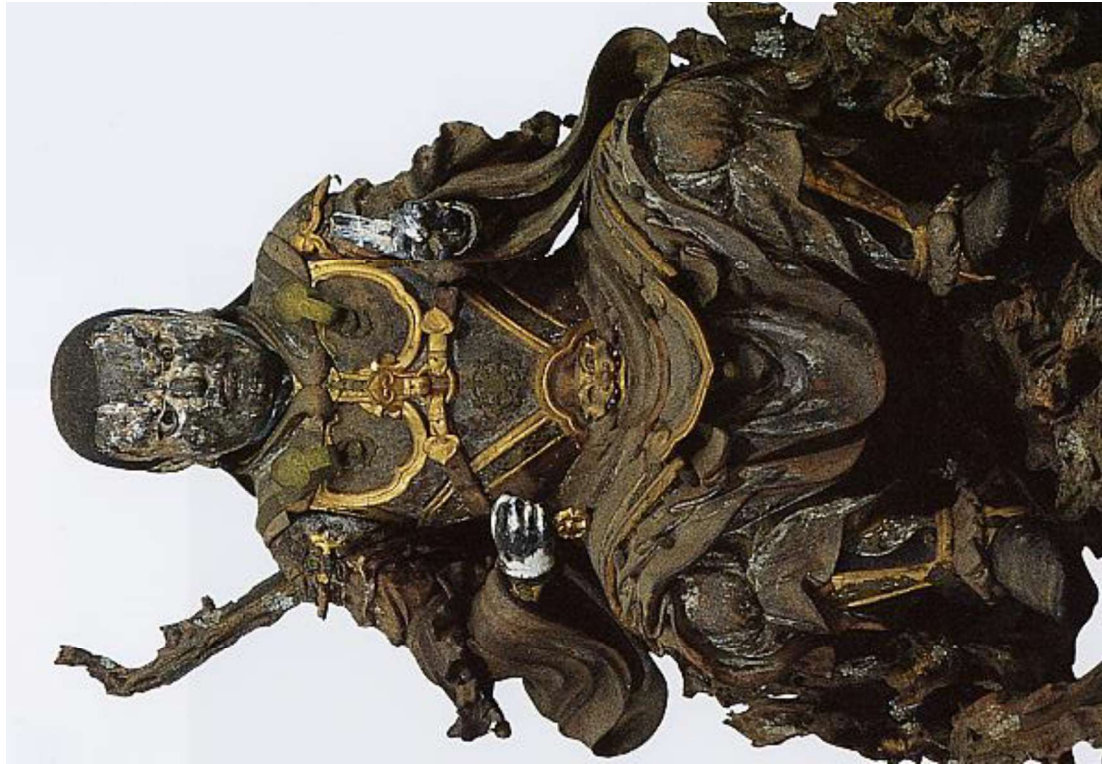
小城市 岩蔵寺
銅鑄造
鎌倉時代 68.5cm



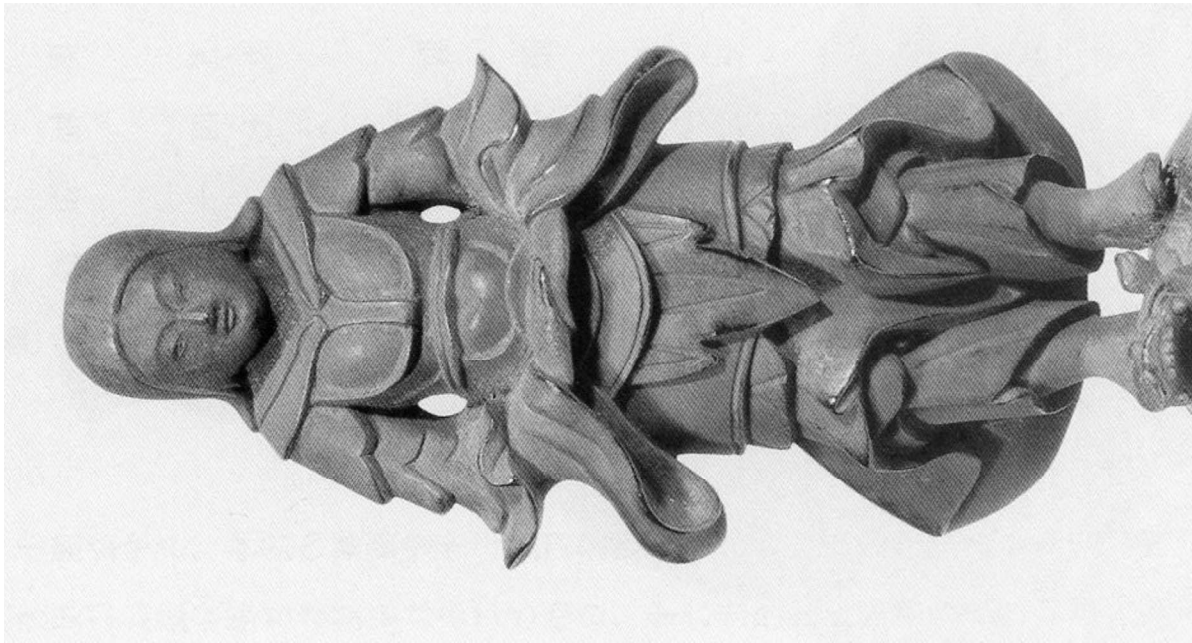
君津市 青蓮寺
木造 彩色 彫眼
17cm
天正19年1591



山武市 個人
銅鑄造 15cm
正安元年 1299



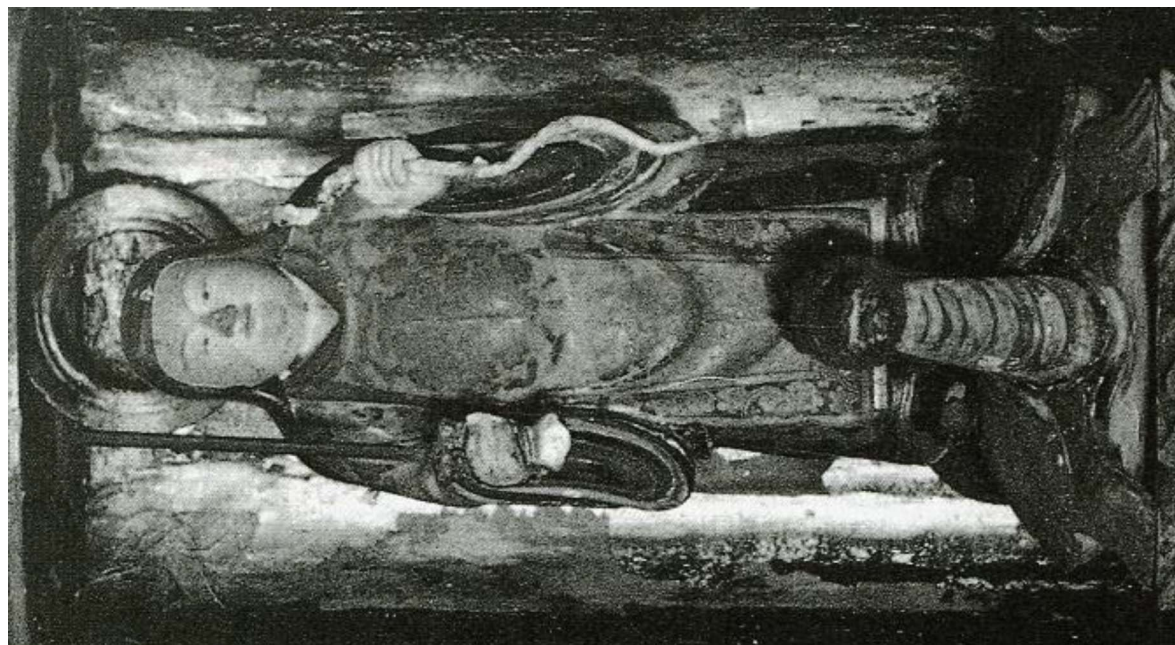
多古町 妙光寺
木造 彩色 玉眼
鎌倉時代 69.3cm



白井市 個人
銅鑄造
鎌倉時代 22.2cm



読売新聞社
木造 彩色 玉眼 155.1cm
正安3年 1301

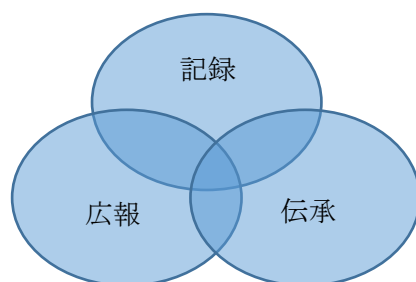


いわき市 妙見堂
木造 彩色
鎌倉時代? 27cm

議題（３） 市内民俗文化財の記録映像の撮影について

市内には多くの民俗技術、民俗芸能、風俗が所在し、伝来しているが、近年の少子高齢化、社会構造の変化により存続が危ぶまれている。そのため現状の映像記録を作成し、今後の資料として保存する事が必要になると考えており、その方法についてご意見をいただくものです。

１．映像記録の種別



「無形民俗文化財映像記録作成の手引き」の図より一部改変して作成

記録映像：民俗文化財を取り巻く状況を練習、準備、実施に関わる事柄を全て記録

伝承映像：技術や知識を伝承するための映像、所作や手法、技法の詳細記録

広報映像：広く一般に公開し、普及啓発するための映像

主に記録・伝承映像を主に必要とする。

２．現在有している映像記録

国・県・市指定×形民俗文化財

名称	継承者（団体）	記録映像	伝承映像	広報映像	その他
上総掘りの技術	上総掘り技術伝承研究会	○	○	○	
飽富神社簡粥	飽富神社	×	○	○	
かしま人形	阿部区	×	○	○	現在休止中
神納神楽ばやし	神納神楽ばやし保存会	×	×	○	
野田の虫送り	野田神社	×	○	○	
イッペガサの製作技術	個人	×	○	○	現在は製作していない

未指定無形民俗文化財で映像を有するもの（行事）

名称	継承者（団体）	記録映像	伝承映像	広報映像	その他
久保田八幡神社湯立	八幡神社	×	×	○	
今井神明神社湯立	神明神社	×	×	○	
飽富神社お田植え	飽富神社	×	○	○	

未指定無形民俗文化財で映像を有するもの（神楽、祭り囃子）

地区	継承者（団体）	記録映像	伝承映像	広報映像	その他
奈良輪神楽	奈良輪神楽愛好会	×	×	○	高齢者のみ
坂戸市場神楽	保存会	×	×	○	
百目木神楽	保存会	×	×	○	
代宿	保存会	×	×	○	
久保田	保存会	×	×	○	
蔵波	保存会	×	×	○	
上蔵波	保存会	×	×	○	
大曾根	保存会	×	×	○	
横田小路	保存会	×	×	○	
横田中下	保存会	×	×	○	

3. 記録映像を作成する範囲

市内に所在する無形民俗文化財（行事、風習、芸能、生業、生活習慣、信仰、地縁組織）全ての映像記録を作成することは現実的ではなく、範囲を定める必要がある。

- （１）指定文化財である
- （２）未指定だが地域性が強く、他地域で見られない
- （３）映像を視聴しないと全貌の理解が困難な行事・芸能・技術

以上のうち、一つが該当するもの

近い将来に断絶が危惧されるものを優先的に記録する。

4. 映像作成

業者委託は行わず、職員が自ら撮影・編集を行う。

議題（４） 指定文化財候補について

令和４年度第１回文化財審議会において、今後の指定文化財候補一覧を提示し、指定に向けて進めていく文化財についてご意見を伺い、飽富神社唯一社頭年中行事帳、光福寺の仏像、永吉台遺跡群出土資料の３件についてご審議をいただいていたところです。

飽富神社唯一社頭年中行事帳は、昨年度市指定文化財に指定され、残りの２件についても、継続的にご審議をいただき指定に向けて進めているところです。

つきましては、今後の指定に向けての候補資料を提案するのでご意見を伺うものです。

また、今後の文化財保存活用地域計画の策定を見据え、単独の文化財だけではなく、時代や地域ごとなどに関連する文化財を群として取り扱っていくことについても意見を求めるものです。

１ 指定候補資料について

別添一覧のとおり。

概要がある程度わかっている資料の詳細は別添のとおり。

２ 指定に向けての優先順位について

これまでもご審議いただいたように、民俗文化財については、継承が困難になっている行事等もあり、優先的に指定に向けて検討する必要があると考えます。

しかしながら、継承が難しい行事を指定することによって、所有者に行事の継続を強いるようになる可能性もあり、どのような取り扱いが適切なのか難しいところです。

有形文化財については、資料の遺存や腐朽の度合いにより優先順位を検討していく必要があると考えます。

袖ヶ浦市指定文化財候補一覧（令和6年） ※No.と指定順は関係ない

1 有形文化財・建造物

No.	所有者名等	地 区	名 称	形 式				時 期	備 考
1	旧進藤家住宅	蔵波	弘化4年普請帳	横冊					附指定 新規候補
2	御霊神社	三箇	本殿					宝永7年（1710）	組物や彫刻がかなり豪華で、他地域に類を見ない。
3	蔵波八幡神社								令和6年度に岩瀬建築の担当者確認。江戸時代前期頃の建築か。

2 有形文化財・彫刻 仏像(室町時代以前)

No.	所有者名等	地 区	名 称	像高(cm)				時 期	備 考
1	延命寺	高谷	地藏菩薩立像	160.3	木造	玉眼	金泥	室町	古色、経蔵
2			十一面観音立像	168.0	木造	彫眼	彩色	室町	
3	常照寺	野田	善光寺式阿弥陀三尊・中尊	37.5	銅造			鎌倉	火災による損傷著しい。平成24年度資料鑑定。平成26年度文化審で検討済。寺由来等要調査
4			善光寺式阿弥陀三尊・左脇侍	30.3	銅造			鎌倉	
5			善光寺式阿弥陀三尊・右脇侍	20.7	銅造			鎌倉	
6	三ツ作神社	三ツ作	毘沙門天立像	59.5	木造	彫眼	素地	平安	郷土博物館保管 議題（2）参照

3 有形文化財・古文書

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1		市内	高浦家文書					安土桃山	
2	個人等	博物館	上総義軍関連文書					慶応4年	新規候補

4 有形文化財・歴史資料

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1	西原遺跡	永地	呪符木簡					平安	郷土博物館保管
2	根形台遺跡群	三ツ作他	蕨手刀					奈良・平安	
3	雷塚遺跡	神納	板状鉄製品+火葬墓	長さ28.1cm、最大幅3.7cm、厚さ2.5cm				奈良・平安	SK008出土、8世紀後半から9世紀初頭

5 記念物・史跡

No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1	坂戸神社古墳	坂戸市場	前方後円墳（前期）						県指定天然記念物坂戸神社の森内

6 民俗文化財・無形民俗文化財

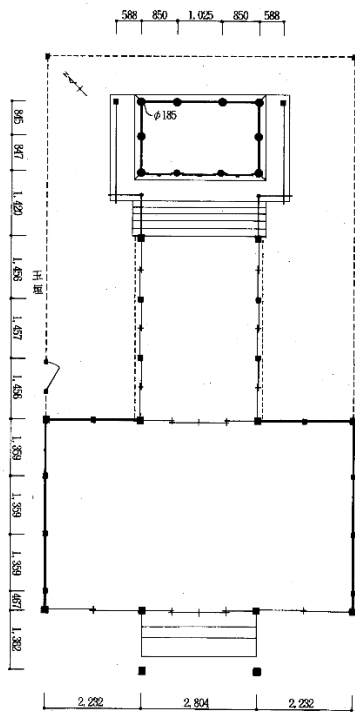
No.	所有者名等	地 区	名 称					時 期	備 考
1		神納・坂	春祈祷（ハルギトウ）						
2	飽富神社	飯富	お田植え神事					近世以降	
3	八幡神社	久保田	湯立神事（ユノハナ）						
4	八幡神社	下新田	的射神事（オマト）						附 下新田八幡神社本殿
5	高須区	高須	海苔養殖関連資料					近代	新期候補
6	博物館	奈良輪	奈良輪漁協関連文書					近代	新期候補
7	百目木	百目木	百目木の獅子神楽					元禄年間	新期候補

有形文化財（建造物）

[illegible]

有形文化財（建造物）

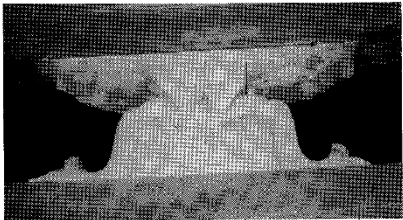
N _o	1・2
名称	御霊神社本殿
地域	三箇 1806 番地
年代	宝永 7 年（1710）
所有者	不明
概要	一間社流造、鉄板葺（当初はこけら葺）、年代は境内碑文による。向拝を出三斗、身捨を出組、中備は彫刻入りの臺股、腰組の持送りの雲形彫刻はかなり派手で、臺股内の彫刻がかなり前方に出る。かすかに朱塗が残っており、彫刻は極彩色がされていた。



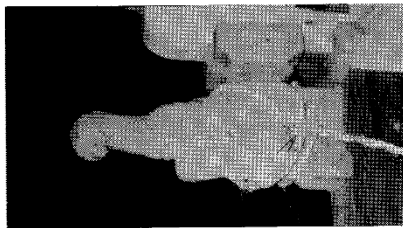
④本殿・拝幣殿平面図

有形文化財（建造物）

N _o	1・3
名称	蔵波八幡神社本殿
所在地	蔵波49番地
年代	社伝では天正8年（1580）だが、近世の疑いがある。
所有者	蔵波区
概要	身舎と向拝をつなぐ海老虹梁のなだらかな曲線、墓股の杵の肩が張り、全体の背が高い、向拝頭貫木鼻の象鼻の素朴な形、身舎の実肘木が桁から作り出した通し肘木になっている点が中世末期の特徴を示す。しかし、部材は近世の物と判断され、後世の模作と判断される。



③向拝の墓股



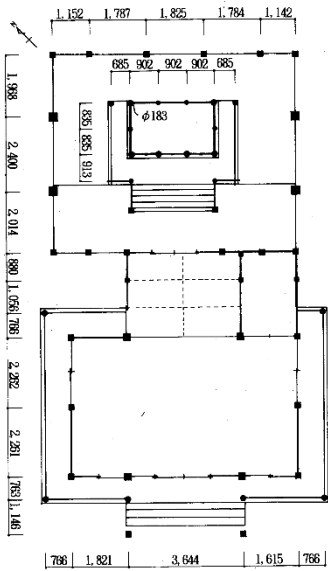
④向拝の木鼻の象の彫刻



①本殿の向拝正面



②本殿の側面



⑤平面図

有形文化財（彫刻）

No	2 - 1
名 称	地藏菩薩立像
寺院名	延命寺（高谷）
年 代	桃山
所有者	延命寺
所在地	袖ヶ浦市高谷 1234
概要	像高：38.6 cm 木造、玉眼、漆箔 古色



袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦仏像・仏具』

有形文化財（彫刻）

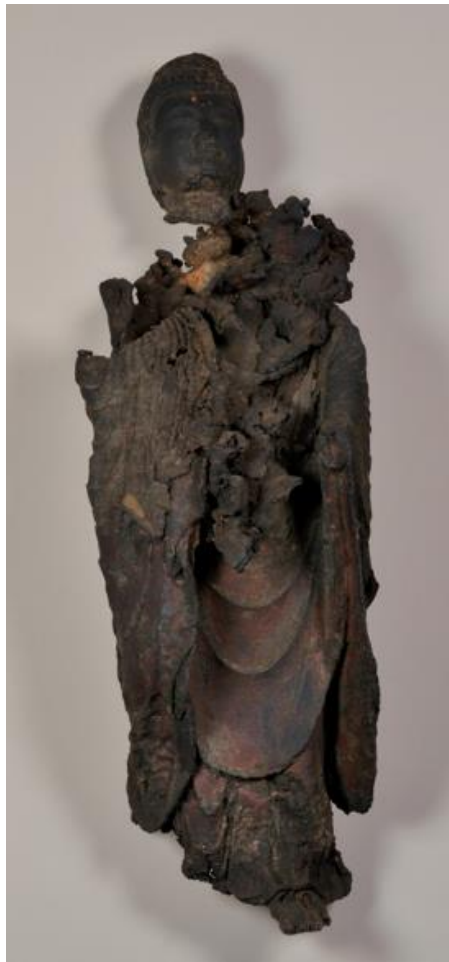
No	2・2
名 称	十一面観音菩薩立像
寺院名	延命寺（高谷）
年 代	室町
所有者	延命寺
所在地	袖ヶ浦市高谷 1234
概 要	像高：168.0cm 木造 玉眼、彩色 経蔵



袖ヶ浦市教育委員会 1995『袖ヶ浦仏像・仏具』

有形文化財（彫刻）

No	2・3
名 称	阿弥陀如来立像（善光寺式阿弥陀三尊像中尊）
寺院名	常照寺（野田）
年 代	13世紀後半～末葉
所有者	常照寺
所在地	袖ヶ浦市野田73
概要	像高：37.5cm 銅鑄造、彫眼、全体一鑄、手首先を別鑄 寺院の火災を受け強く溶解している。ほかに保管されている観世音菩薩像、勢至菩薩像とともに善行寺式阿弥陀三尊像であったと思われる。 近隣では横田善福寺、市原市菰作の万光院に「文永十一年三月十七日」の同じ月日の銘を持つ善行寺式阿弥陀三尊像が所在し、本像とも関係性が疑われる。また野田常照寺は鎌倉街道付近に立地し、中世の市が立っていたと仮定される山谷遺跡に近い。美術工芸品としての評価はできないが、歴史的意義は深い。



有形文化財（彫刻）

No	2・4
名 称	観世音菩薩立像（善光寺式阿弥陀三尊像脇侍）
寺院名	常照寺（野田）
年 代	13世紀後半～末葉
所有者	常照寺
所在地	袖ヶ浦市野田73
概要	像高：30.3cm 銅鑄造、彫眼、全体一鑄、両肩先を別鑄



有形文化財（彫刻）

Nº	2・5
名 称	観世音菩薩立像（善光寺式阿弥陀三尊像脇侍）
寺院名	常照寺（野田）
年 代	13世紀後半～末葉
所有者	常照寺
所在地	袖ヶ浦市野田73
概要	像高：20.7cm（残高） 銅鑄造、彫眼、全体一鑄、両肩先を別鑄



像名： 阿弥陀如来立像 1 体

所在地	袖ヶ浦市野田 常照寺	Tel	
住職名		指定等	
年代	鎌倉時代後期	作者	不明
材質	銅鑄造 彫眼	伝来	
銘文等	無し	構造	全体一鑄、手首先を別鑄
像高	37.5 cm (地付～首) 11.2 cm (首～頭頂)	調査日	平成 24 年 12 月 15 日
耳張	5.7 cm	面長	5.0 cm
面幅	5.0 cm	面奥	6.8 cm

備考・所見

像容の現状把握

火中していて変形が甚だしく、当初の像容が大きく損なわれている。頭部螺髪相（螺髪は円形に区画するのみで、上端を盛り上げない）、肉髻相を半球形に大きく現す。白毫相を現す。耳朵環状。納衣を着用、通肩か偏袒右肩かは不明。偏衫を着用か否か不明。右手は前出していたものと思われるが詳細不明。左手は垂下して腹辺に置く。両手首先遊離。三つ手首先（右二つ、左一つ）が残存し、右はいずれも五指を延ばす施無畏印（一つはやや第二指を屈する）、左は第四指を屈し、他は伸ばしている。下半身には腰裳を着用。左足先を出す。

構造・状態

体幹部は全体を青銅の一鑄造とする（中空）。柔らかな衣文表現、袖部の造形から原型は蠟型と思われる。白毫相水晶嵌入。彫眼。手首先を別鑄して柄にて本体と接合する。その際、細作りで真鍮製と思われる一対は凸型に丸柄を作り出し、一方金銅製の左手は長方形の柄穴を設けている。両足先が別鑄であったか否かは不明。

火中により全体が大きく変形、灰を吸い込んで表面が荒れている。首部は溶け、頭部、両手首は遊離し、右足先は欠失。体部も大きく反り返っている。台座、光背を亡失する。破片の中に光背の残欠と思われる銅板の断片が見られる。

所見と備考

*推定像高も 45 cm 強であり、脇侍の印相からも善光寺式阿弥陀三尊の中尊であったことが判明するが、手首先が三つ残っていて、その際、左手の印相が与願印で薬指を屈する形であって、通常の善光寺式阿弥陀如来像の刀印とは異なっている。しかしながら、細作りの一対の両手は材も真鍮製と思われ（本体は青銅製鍍金）、後補と判断されるので、造像当初は右手施無畏印、左手刀印とする通常の像容であったものと思われる。

*手首先が三つ残るのは不自然だが、他の鑄造仏が当寺にあったことも伝えられないことから、三手とも当像に付随するものと考えべきだろう。その際、金銅製の右手（以下右手②）は本体と作風に違和感が無く、当初のものと考えられる。ある時点で両手を造り直すことがあり、その時に特殊な善光寺式の印相では無く、一般的な如来像の印相に直したのであろう。その際、当初の右手②を捨て去るのではなく、胎内に込めるなどして保存したため、手首先が三つになったのではないだろうか。疑問なのはその右手②が凹柄であるのに対して、新しい右手は凸柄である点で、首を捻らざるを得ないが、作風は本体と右手②が一致しているので、上のように推論してみた。なお、本体の右手首は溶損していて柄の形状は確認できない。

*面部の造形は秀麗で、納衣の衣文も写実的で柔軟である。作期は鎌倉後期頃と見なされる。一方、螺髪形状を横から見て半球形にせず、単に平面円形に区画する表現は特殊で、これは一種の省略技法と見るべきだろう。同様の技法は酒々井町清光寺像に見ることができ、こちらには正安二年（1300）の紀年銘がある。しかし、当像の衣文線は香取市織幡地区所蔵の像に近く、こちらは 13 世紀後半頃の制作と推定されている。当像も 13 世紀後半～末葉ころの作期が想定される。

文責 浜名 徳順



像名： 菩薩形立像 A（觀世音菩薩カ） 1 体

所在地	袖ヶ浦市野田 常照寺	Tel	
住職名		指定等	
年代	鎌倉時代後期	作者	不明
材質	銅鑄造 彫眼	伝来	
銘文等	無し	構造	全体一鑄、両肩先を別鑄
		調査日	平成 24 年 12 月 15 日
像高	30.3 cm	髪際高	26.3 cm
耳張	3.6 cm	面長	3.1 cm
面幅	2.9 cm	面奥	3.7 cm
胸奥	4.0 cm	腹奥	4.6 cm
肘張	9.2 cm	裾張	7.7 cm

備考・所見

像容の現状把握

頭部には大きな八角形の宝冠を被る、宝冠の正面を除く各面には唐草文を線刻、正面には立化仏を線刻するものと思われるが、溶損のため断定は出来ない。髪は毛筋彫りを施す。白毫相を現す。耳朶不貫。髻髪一条を耳に掛ける。頭部側面に簪を指すためと思われる小柄穴をそれぞれ三つずつ穿つ。首に三道相を現わす。胸に瓔珞を取り付けるためのものと思われる小柄穴を三つ穿つ。腹にも小柄穴一つ。背面腰裳下部にも一つ。上半身には条帛を着用、さらに天衣を肩から掛ける。両腕は胸前で掌を合わせる（右手上）般若梵篋印とする。下半身には腰裳着用。さらに腰布一条を巻く。腰裳は比較的煩瑣な衣褶を見せる。両足を揃えて立つ。足下より角柄を出す。柄には丸い柄穴を穿つ。

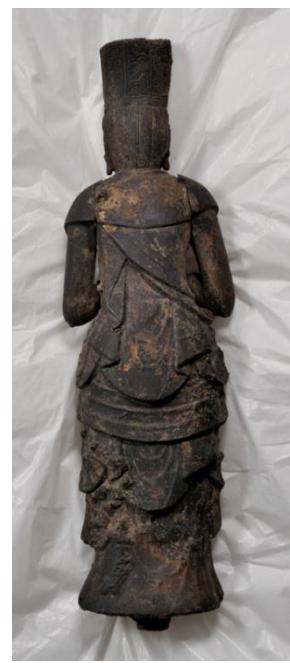
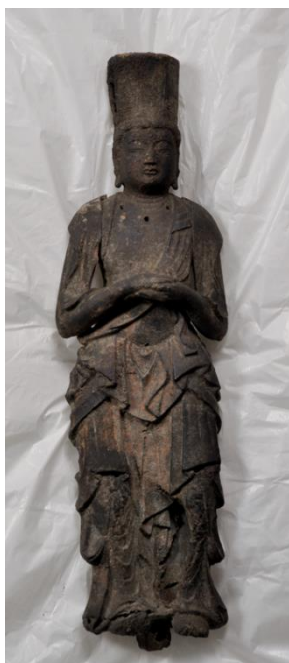
構造・状態

体幹部は全体を青銅の一鑄造とする（中空）。衣文が体部から遊離しない造形から原型は木型と思われる。白毫相水晶嵌入。彫眼。腕部を別鑄して蟻柄にて両肩で本体と接合する。火中により全体が灰を吸い込んで表面が荒れているが、右足先を溶損する程度でアウトラインは大略原型を保っている。

所見と備考

*三尊の中で最も保存状態が良い像である。宝冠正面の標示が不鮮明だが、化仏の可能性が高く、とすれば観世音菩薩像であろう。中尊とは秀麗な面部の造形が共通しており、一具の制作の可能性が高いが、遊離部をなるべく少なくする造形から、原型は木型によったかと思われる。脇侍像を大略同形で二体造るので、木型を使いまわしたのであろうか。複雑に刻まれた衣褶は装飾的な印象を与えるもので鎌倉後期の宋風彫刻をそのまま写した感がある。そうした腰裳の処理についてはいすみ市行元寺像の脇侍（県文）に類同するものが見られる。

文責 浜名 徳順

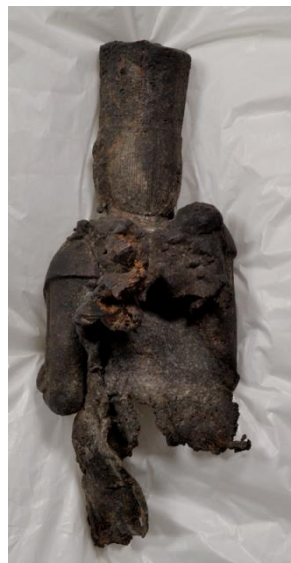


像名： 菩薩形立像B（勢至菩薩カ） 1 体

所在地	袖ヶ浦市野田 常照寺	Tel	
住職名		指定等	
年代	鎌倉時代後期	作者	不明
材質	銅鑄造 彫眼	伝来	
銘文等	無し	構造	全体一鑄、両肩先を別鑄
		調査日	平成 24 年 12 月 15 日
像高	20.7 cm（残高）	髪際高	16.7 cm（残高）
耳張	3.5 cm	面長	3.1 cm
面幅	2.8 cm	面奥	3.7 cm

備考・所見

像容の現状把握 大略菩薩立像Aに同じと思われるが、胸部より上のみ残存。 構造・状態 菩薩像Aに同じ、但し胸部以下を溶損する。白毫珠亡失。 所見と備考 * 菩薩像Aを参照。		文責 浜名 徳順
--	--	----------



有形文化財（考古資料）

No	5-1
名 称	呪符木簡
地 域	西原遺跡（永地）
年 代	平安時代（9世紀後半）
所有者	袖ヶ浦市
所在地	袖ヶ浦下新田 1133（郷土博物館）
概要	1996年に圃場整備の事前調査で西原遺跡から出土した。 西原遺跡は袖ヶ浦市の中央部、松川流域の低湿地に所在する遺跡である。 長さ13.5cm、幅4.6～5.0cm、厚さ0.2～0.5cmの板状で、上部に目釘の跡と考えられる穴が1箇所見られる。 板の表面にはベンガラで「此身護為」とあり、護身の守り札であったと考えられる。 また、上部を中心に描かれる「口」は北極星を中心とした6つの星座を表すものと考えられており、上総地方への天文・星辰信仰の波及を示すものと考えられる。



呪符木簡（実物）



呪符木簡（レプリカ）

袖ヶ浦市教育委員会 2019『袖ヶ浦の文化財』

有形文化財（考古資料）

No	5-2
名 称	蕨手刀
地 域	根形台遺跡群XIV地点2地区（三ツ作）
年 代	奈良・平安時代
所有者	袖ヶ浦市
所在地	袖ヶ浦下新田 1133（郷土博物館）
概 要	根形台遺跡群の南東部の台地縁辺に位置するXIV地点2地区で検出された、奈良・平安時代の土坑墓の棺部南際から出土した。 柄部と切先のみが遺存し、出土状況から推定した全長は約 59 cmを測る。柄部の長さは 12.7 cmである。切先には両面とも鞘の木質が遺存していた。柄部は3つに折損しており、刀身は若干遺存し、刀身の片面に鞘の木質が遺存している。足金具は銅製の横鐙単脚である。鐙は鉄製で、角切札形に分類できると考えられ、鐙の内側には鞘口金具と考えられる鉄製の金具が装着されている。柄部には長方形の透かし孔があり、柄頭には銅製の菊座が装着されている。鵠目（しとどめ）は鉄製で、懸緒通孔が認められた。 柄頭に透孔がある蕨手刀は「毛抜形蕨手刀」と呼ばれ、蕨手刀の中でも新しい時期に位置付けられ、全国でも9点しか出土しておらず、千葉県内では市原市南大広遺跡と本例のみであり、数のうえからも貴重である。 また、蕨手刀は「蝦夷の刀」とも呼ばれており、文献資料から確認できる蝦夷（俘囚）の関東以西への強制移住を示す資料であることから重要である。



蕨手刀出土状況



蕨手刀

出典：（財）君津都市文化財センター2002『千葉県袖ヶ浦市根形台遺跡群Ⅱ』

有形文化財（考古資料）

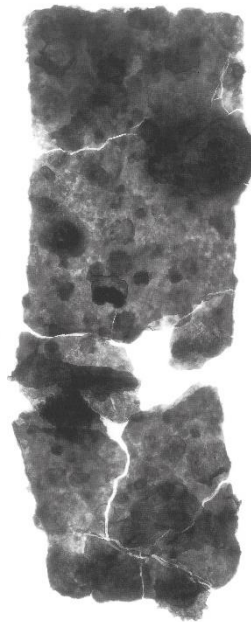
No	5-3
名 称	板状鉄製品
地 域	雷塚遺跡（神納）
年 代	奈良・平安時代（8世紀後半から9世紀初頭）
所有者	袖ヶ浦市
所在地	袖ヶ浦下新田 1133（郷土博物館）
概 要	雷塚遺跡の火葬墓から検出された、長さ 28.1 cm、最大幅 9.7 cm、最大厚 0.4 cmの板状の鉄製品である。火葬墓は一辺 42 cm、深さ 24 cmの方形で、底面からは火葬骨と炭化物が検出された。外容器として木箱があったものと想定される。木箱を囲むように、破碎された貝がほぼ純貝層のような状態で検出されている。板状鉄製品は火葬骨を収めた木箱の上に置かれたものと想定されている。板状鉄製品は、墓誌や買地券とされるが、本資料には文字が刻まれておらず、その性格は不明である。 本火葬墓の他、本遺跡からは方形区画墓が検出されており、また火葬という仏教の影響を受けた葬送が受容されていることから、板状鉄製品の出土も含めて、中央との関りの深さをうかがえる。



板状鉄製品出土状況



板状鉄製品



板状鉄製品 X 線写真

出典：（財）君津都市文化財センター1999『千葉県袖ヶ浦市雷塚遺跡』

民俗文化財

No	6-1
名称	神納・坂戸市場の春祈祷（ハルギトウ）
地域	神納・蔵波
時期	2月11日
実施者	地区住民
概要	各地区の班ごとに稲藁で作ったタコを地区の境に吊るす。タコは吸盤で悪いものを吸い取るという意味。 神社に参拝し、神酒を供え、タコを地区境に設置する。夜間に男性が年番の家で飲食する。天王講（テンノッコ）と称する地区もある。 翌日、女性が集まり飲食する行為を「女のハルギトウ」と呼ぶ。市内ではほかに春祈祷と呼ばれる行事があるが、基本は神事と会食のみである。 また、隣接する金田地区ではツナツリと称して村境の道に縄を渡し、エビ、サイコロ、武者人形（かしま人形）、草鞋、タコ等の様々な物を吊るしている。 ※昭和61年当時の記録であり、現在でもタコを吊るしているが、神社に参拝するか、飲食を行うか、日付についても調査を要する。



民俗文化財

No	6-2
名称	お田植え神事
地域	飯富
時期	4月第2日曜日
実施者	飯富神社
概要	前日、ヨシを刈り取り、洗った後に神社内に納める。当日朝、女性により葦2本とコナラの小枝を苗取りの要領でヨシ苗として仕上げる。 晴れ着と花笠で着飾った早乙女役の若い少女により、鳥居前に集まった氏子にヨシ苗を投げ、それを拾い上げる。拾ったヨシ苗は各家庭の神棚に納められ、吉日に水田の水口に立て、豊作を祈願する。



No	6-3
名称	湯立神事（ユノハナ）
所在地	久保田
時期	1月第2日曜日
実施者	久保田八幡神社
概要	拝殿前に御幣を付けた櫛を立て、釜を据え置く。釜の四方にも御幣を付けた櫛を立て、注連縄を張る。神主宅（神社となり）から山水を汲んで釜に入れ、正月飾りや札を燃やして湯を沸かす。神事後、氏子総代が束ねた熊笹により参拝者に湯を掛ける。かつては地区に2つある八日講の行人が深く関わっていたが、現在は解散、および縮小している。 その後、参拝者は櫛や御幣を取り、燃え残った薪や熊笹も災難除けになるとして持ち帰る。



民俗文化財

No	6 - 4
名称	的射神事
地域	下新田
時期	1 月 7 日
実施者	下新田八幡神社
概要	その年の作物の吉凶、天候を占う行事。境内の所定の場所に笹竹を立て、的を張る。かつての的は葦を網代に編んで、上に紙を貼っていたが、現在は紙のみ。笹竹で弓と矢を作る。矢は先端を雁又状に作成し、矢羽根は紙で作成する。これらの道具を準備する役は定まっており、射主は峯下家(四郎平)が務める。射る際は襟首に幣束を差し、目を瞑って射る。かつてはハチマキで目隠しをしていた。矢は2本同時に射られ、2本とも外れた場合は当たるまで繰り返す。結果は地区内で回覧され、記録されている。 源頼朝が神社に泊り、白矢2本を奉納したことにより始まったという伝説を持つ。神社裏手には鎌倉街道と呼ばれる古道が走り、街道付近には頼朝伝説が多く残っている。
 	

No	6 - 7
名称	百目木の獅子神楽
地域	百目木
時期	祭礼は7月海の日の前日
実施者	百目木神楽保存会
概要	文政9年（1826）の年号が入った神楽櫃を持つ。百目木地区周辺では滝の口、大竹、大鳥居、上宮田、玉野でも獅子神楽が舞われていたが、現在は百目木のみ。 指定文化財である神納神楽ばやし同様に、鴨川市磯村から出た磯村神楽の系統であるが、所作や笛太鼓が異なり、別のルートで伝播したと思われる。二人立一頭が基本だが、3人立になる舞もある。 4部構成であり、 「前の舞」 ゆったりとした舞で四方を清めるか？ 「御幣の舞」 幣束を持ち、唄が入る。 「鈴の舞」 幣束と鈴を持って鈴を鳴らす。 「遊びの舞」 三人立となり、二人で油単を持つ。獅子頭を手で保持し、耳や口を動かしながら、大きく激しく舞う。 御幣の舞の唄は下記のとおり 「おい、天の岩戸を押し開く いざや神楽を舞い遊ぶ 神を諫めてひと踊り おのうの錦は錦のお袖を げにい伶人の楽を整え 羅綾の袂を翻せ みな白砂の御幣をもって悪魔を払い そこで楽を太平楽世と改まる」



報告（１）山野貝塚第 11 次発掘調査について

令和 6 年 8 月 8 日に開催した令和 6 年度第 2 回文化財審議会において、山野貝塚第 11 次発掘調査について調査の実施方法など、ご意見をいただきました。

9 月より発掘調査を開始し、現時点での調査概要について報告するものです。

1 第 11 次発掘調査概要

令和 6 年 9 月より調査を開始し、市道以南に設定した調査区からは、西側より縄文時代後期土器(堀之内 I 式・加曽利 B 式)や獣骨を含む貝層を検出し、東側では縄文時代晩期土器(安行 3a～3c 式)を含む窪地を検出しました。また、貝層から窪地にかけての範囲では縄文時代後期から晩期にかけての住居跡と土器を検出し、貝層から窪地部にかけての時期的な変遷を遺構と遺物より推定しています。

また、10T 南側ブロック堀内側に設定した調査区では、現表土より約 1 m 近くが山砂による造成がなされていることが調査の結果より判明しました。そのため、現在の目視で確認できる高まりは後世の造成などの影響によって生み出されている可能性が推定されます。

2 山野貝塚現地説明会

令和 6 年 10 月 19 日（土）に一般向けの現地説明会午前と午後の 2 回開催し、33 名の参加がありました。また、現地説明会の開催と同時に山野貝塚ボランティアによるガイドツアーも開催し、市民と一体となって説明会を実施することができました。

3 山野貝塚周知活動

山野貝塚周知活動として、広報そでがうら 9 月号に、山野貝塚発掘調査の実施について、9 月定例記者会見と広報そでがうら 10 月号には現地説明会の実施と申込募集について、市民に向けて周知しました。また、袖ヶ浦市長による山野貝塚発掘調査と現地説明会に関しての周知動画を YouTube にて発信を実施し市民のみに留まらず、広く周知活動を実施しました。

国史跡 ^{さんや}山野貝塚（第 11 次）発掘調査現地説明会

令和6年10月19日

●山野貝塚について

山野貝塚は、千葉県袖ヶ浦市飯富字山野に所在しています。

山野貝塚の発掘調査は、これまでに 10 回行われています。過去の発掘調査より東西約 140 m、南北約 110 m の馬のひづめ形（馬蹄形）をした貝層が広がっていると推定されています。山野貝塚からは、今から約 4500 年前から 2500 年前の、縄文時代後期から晩期にかけての住居や土器がこれまで確認され、約 1100 年間の長期間に渡って生活が営まれていたと考えられています。

山野貝塚の周辺には縄文時代後期の住居が検出されている伊丹山遺跡や、縄文時代後期の土器が出土している角山遺跡が分布している環境からも、この地域は袖ヶ浦市内で縄文時代後期の遺跡が密に分布している特徴があります。（第1図）

山野貝塚は平成 29 年 10 月 13 日に国史跡に指定され、令和2年に国指定史跡山野貝塚保存活用計画を策定し、今後の保存と活用に関する方針を定め、令和5年には史跡山野貝塚整備基本計画を策定し、山野貝塚を未来へ守り伝えるべく、環境整備や市民ボランティアによる活動も実施しています。

●山野貝塚（第 11 次）発掘調査速報

袖ヶ浦市教育委員会では国史跡の指定後、令和2年度より山野貝塚の今後の整備を実施する上で不足している情報を得るために発掘調査を定期的に行っています。

第 11 次となる今回の調査は、今後の整備に向けての情報が不足している、南西部の高まりと窪地の範囲を確認することと、現在ブロック塀が設置されている内側についての様相を把握するために実施しています。調査は令和 6 年 9 月から開始しており、11 月上旬まで実施予定です。

現時点での調査の結果、45T 西側からは貝の堆積を確認し、住居とそれに伴う柱穴なども確認しました。また、調査区の中央部でも遺物が多く出土しました。東側では中央窪地と推定される痕跡も確認することができました。出土遺物は、貝層検出地点では縄文時代後期、窪地部では縄文時代晩期の土器が出土しました。特に、窪地部では、過去の調査と同様に、晩期の土器が主体であることから、縄文時代晩期（今から約 3,000 年前頃）の時期に人々が活動を行っていたとも推定されます。

ブロック塀の内側に設定した 46T では後世の造成による影響を受けていることを確認しました。しかし、縄文時代後期から晩期にかけての遺物も出土していることから、この周辺でも人々が活動していた可能性があります。

今年度の調査は、調査面積は広くはありませんが、縄文時代後期から晩期にかけての山野貝塚で生活していた人々の情報を把握することができます。

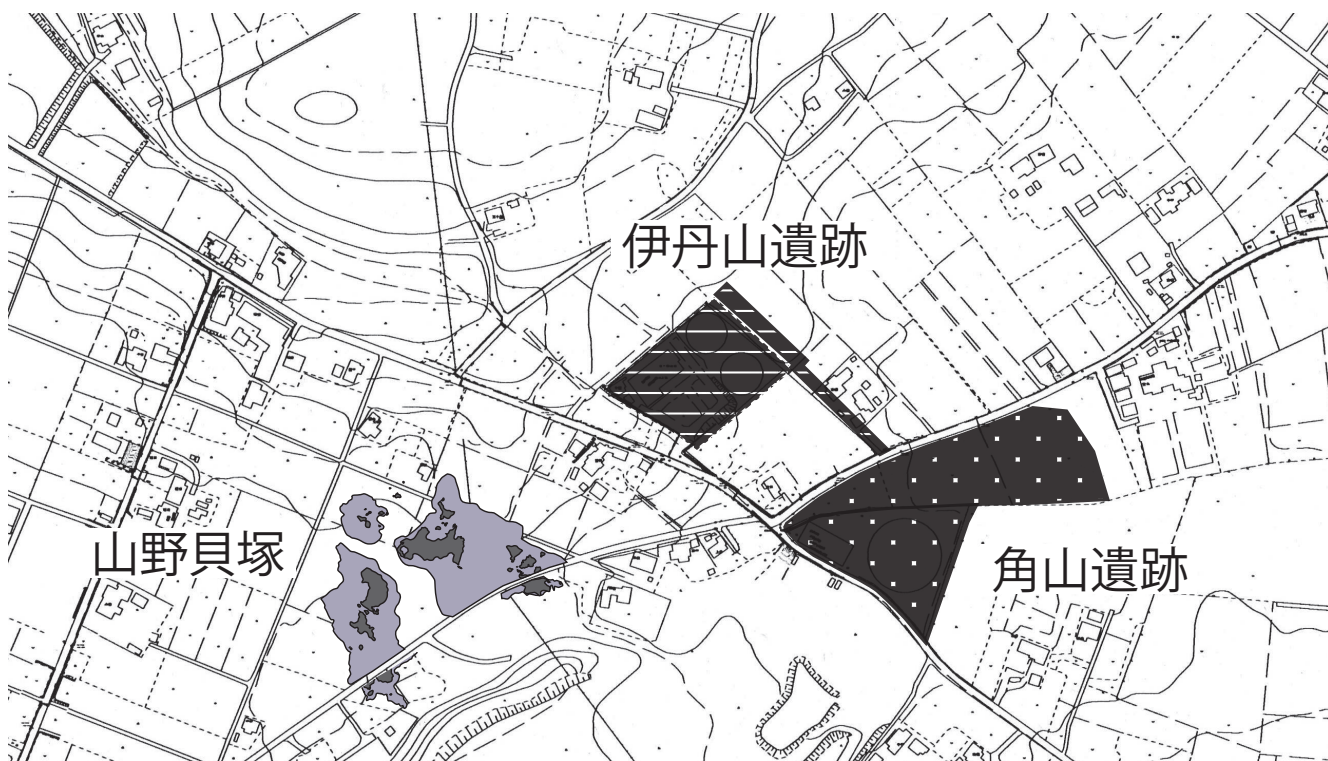
これらの調査で得られた情報に基づいて、山野貝塚を未来へと守り伝えるための保存と活用を進めていく予定です。

※この調査資料は速報ですので、SNS 等への掲載はお控えください。

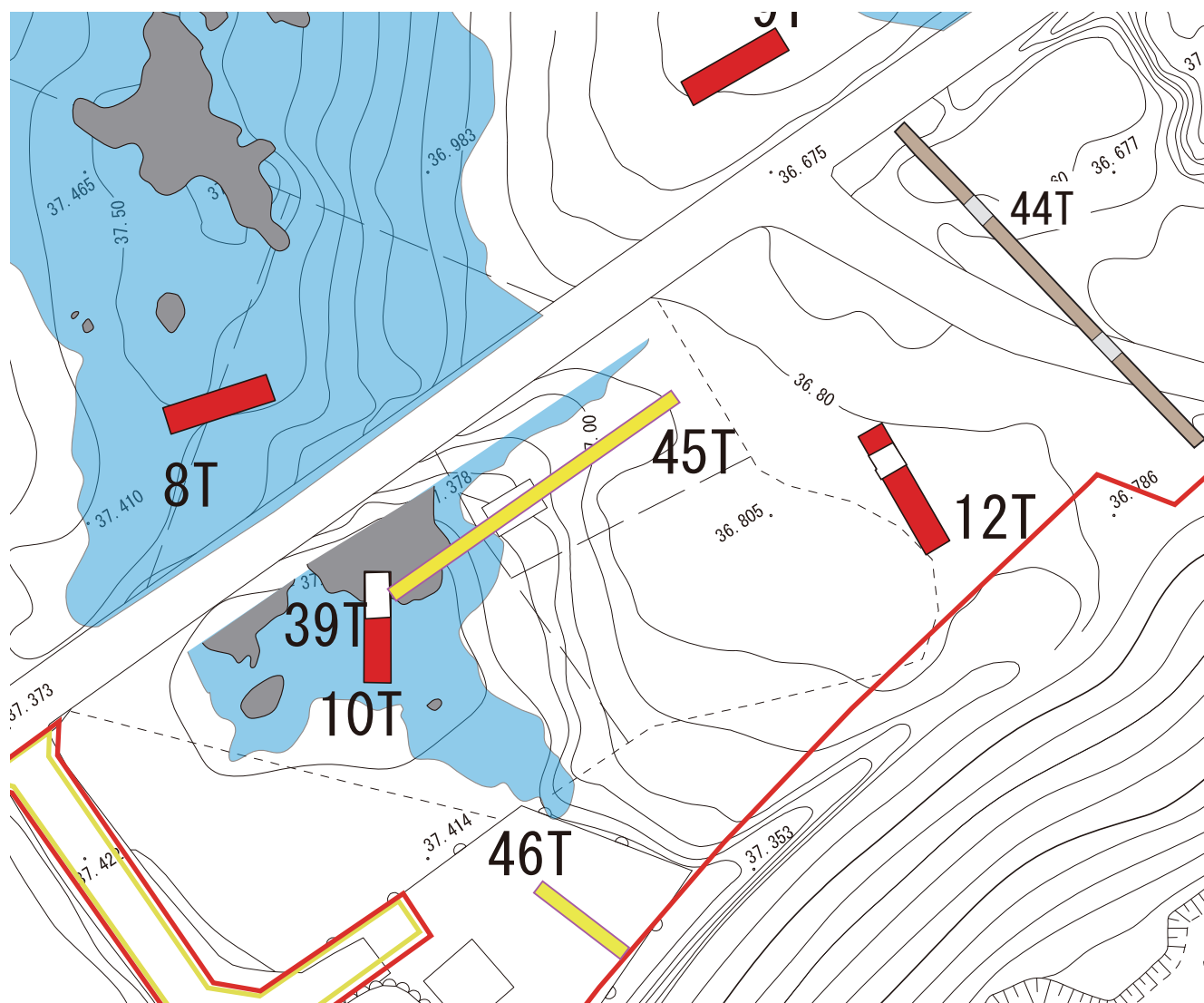
※袖ヶ浦市生涯学習課の HP では、今回の発掘調査に関する情報を発信しています。

詳しくは、QR コードよりご覧ください！





第1図 山野貝塚周辺遺跡位置図 (1 : 5,000)



第2図 山野貝塚第11次調査区 位置図 (1 : 500)



1. 第 45 トレンチ貝散布状況



2. 第 45 トレンチ貝層検出状況



3. 第 45 トレンチ獣骨検出状況



4. 第 45 トレンチ貝層部遺物出土状況



5. 第 45 トレンチ中央部遺物出土状況①



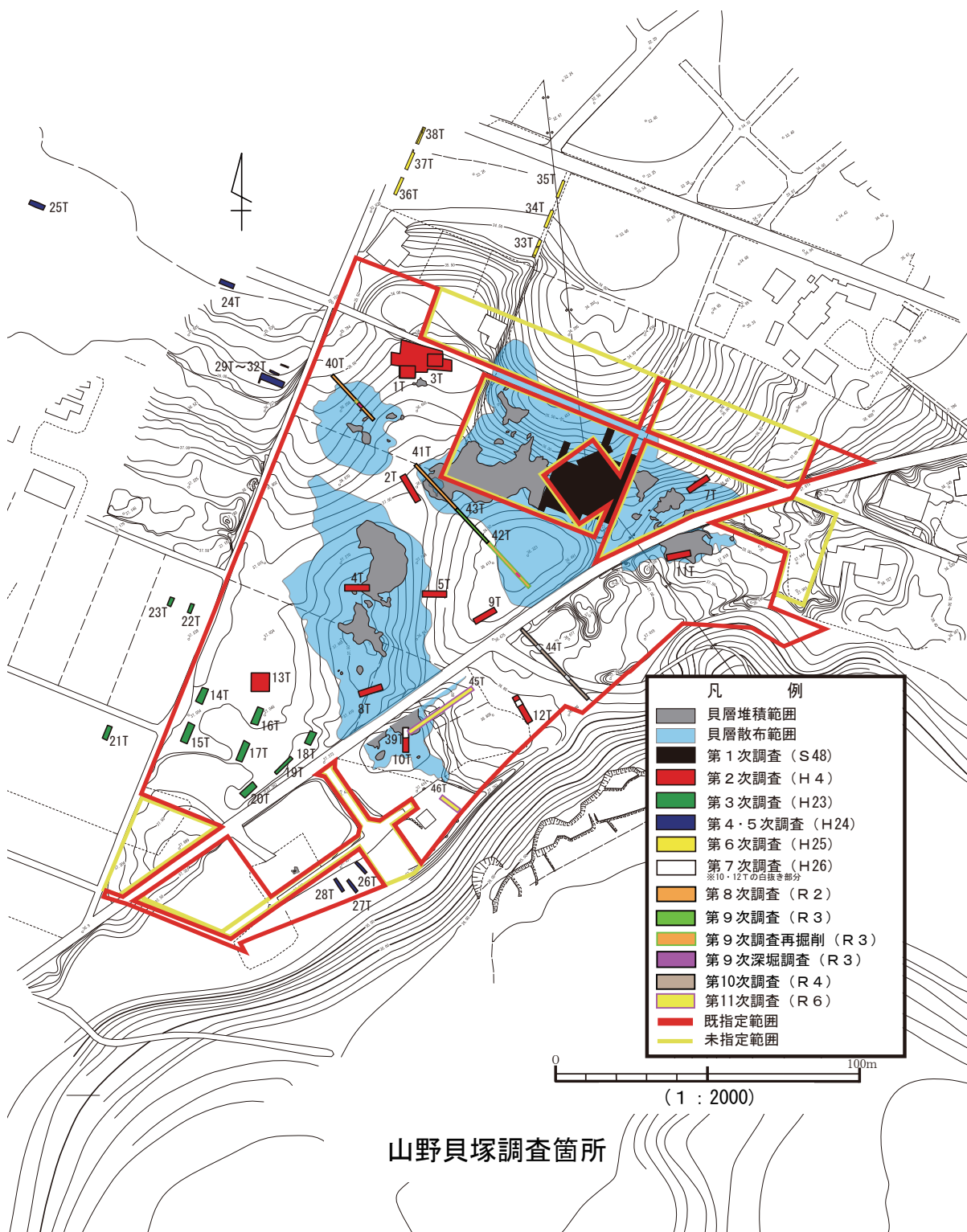
6. 第 45 トレンチ中央部遺物出土状況②



7. 第 45 トレンチ窪地部状況



8. 第 11 次調査作業風景



第3図 山野貝塚 第1次～第11次調査箇所 (1 / 2000)



山野貝塚パンフレットをこちらの
QRコードよりご覧いただけます。

国史跡 山野貝塚 (第11次) 発掘調査現地説明会資料

発行 袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438-62-3744

報告（２）山野貝塚整備基本設計の現状について

令和５年８月２１日に策定した史跡山野貝塚整備基本計画（以下、整備基本計画とする）に基づき、現在、整備基本設計を進めているところですが、その状況について報告するものです。

１ 整備基本設計について

今年度以降実施する整備基本設計では、整備基本計画において示された整備案を具体化、図面化し、遺構への影響や各整備内容の整合性を確認することとなります。

２ 整備基本設計スケジュール

史跡現地の整備基本設計については、今年度実施している発掘調査とボーリング調査を踏まえて検討していく内容がありますので、令和６年度と令和７年度の２箇年実施していきます。

令和６年度：エントランスゾーン、体験ゾーン、園路、地被植栽、
案内解説施設、ベンチ、囲柵（別図参照）

令和７年度：樹木植栽、盛土

なお、内容については、史跡山野貝塚整備活用委員会（別表参照）において審議いただき進めております。

史跡山野貝塚整備活用委員会委員

No.	氏名	種別	所属・肩書等
1	あかさか まこと 赤坂 信 (委員長)	造園学	千葉大学名誉教授 ※山野貝塚保存活用計画策定委員 ※山野貝塚整備基本計画策定委員会委員長
2	あべ あきのり 阿部 昭典	考古	千葉大学大学院人文科学研究院教授 ※山野貝塚整備基本計画策定委員
3	あべ たかひろ 阿部 貴弘	まちづくり ・景観	日本大学理工学部まちづくり工学科教授 ※山野貝塚保存活用計画策定委員 ※山野貝塚整備基本計画策定委員
4	いとう としひこ 伊藤 俊彦	地元	飯富区長
5	かとう ふみお 加藤 文男	観光	株式会社ちば南房総相談役 ※山野貝塚保存活用計画策定委員 ※山野貝塚整備基本計画策定委員
6	きそ の まき 木曾野 真紀	博物館	袖ヶ浦市郷土博物館協議会
7	さそう まもる 笹生 衛	考古	國學院大學神道文化学部教授 ※袖ヶ浦市文化財審議会委員 ※山野貝塚保存活用計画策定委員 ※山野貝塚整備基本計画策定委員
8	ほさか はじめ 保坂 一	地元	橘区長
9	ももはら あらた 百原 新	環境(植物)	千葉大学大学院園芸学研究院園芸環境科学講座教授 ※山野貝塚保存活用計画策定委員 ※山野貝塚整備基本計画策定委員
10	やまだ つねお 山田 常雄 (副委員長)	考古	袖ヶ浦市文化財審議会会長 ※山野貝塚保存活用計画策定委員会副委員長 ※山野貝塚整備基本計画策定委員会副委員長

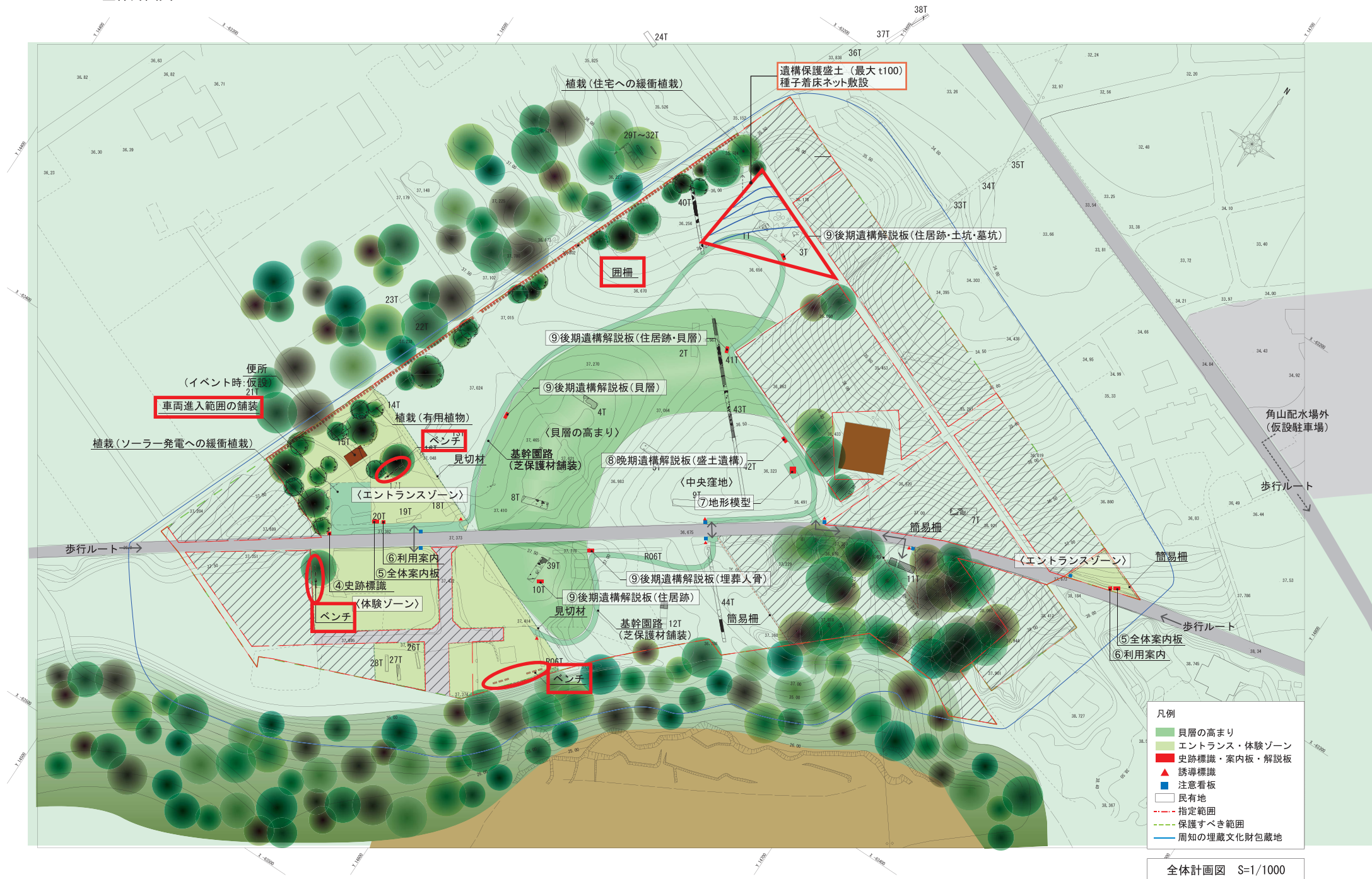
オブザーバー

文化庁文化資源活用課整備部門

オブザーバー

千葉県教育庁教育振興部文化財課

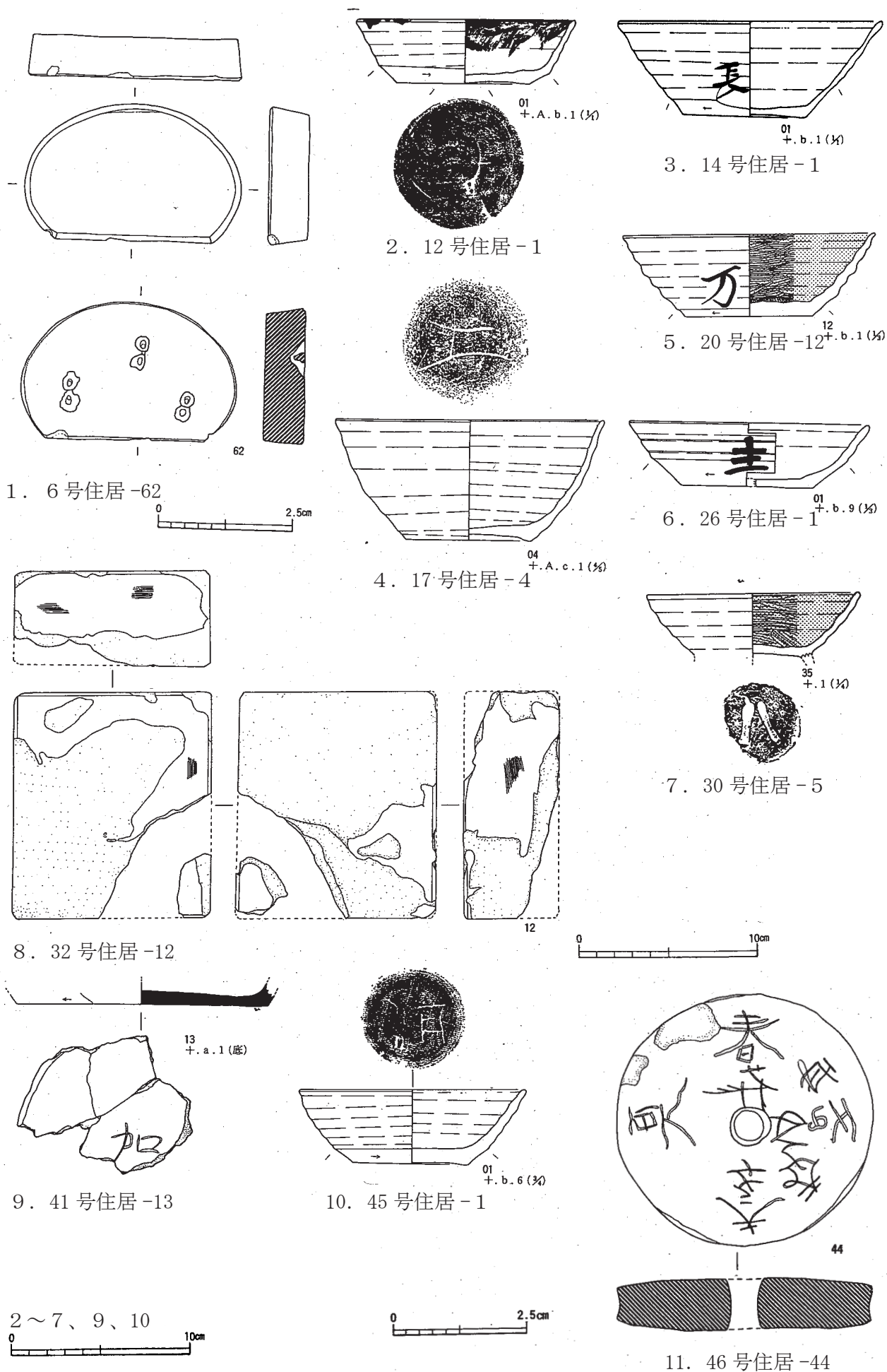
2. 全体計画図



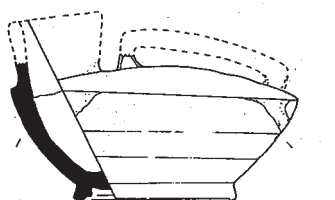
別冊資料 1

議題（１）

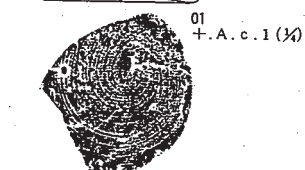
永吉台遺跡群出土の古代文字及び
信仰関連資料群の指定について



永吉台遺跡群出土の古代文字および信仰関連資料群 西寺原地区①



12. 52 号住居 -11
11
+ b. 8 (1/2)



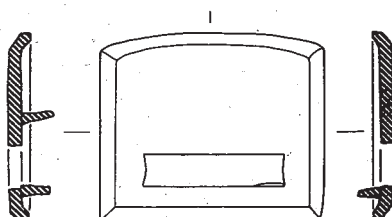
14. 68 号住居 -1
01
+ A. c. 1 (1/2)



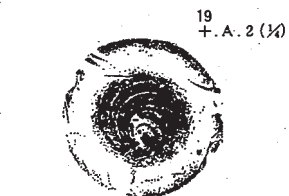
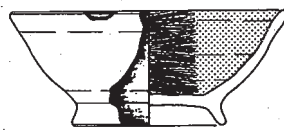
15. 68 号住居 -17
17
+ .1 (1/2)



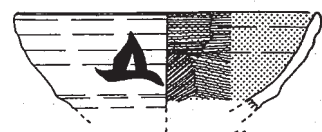
17. 68 号住居 -22
22
+ .1 (1/2)



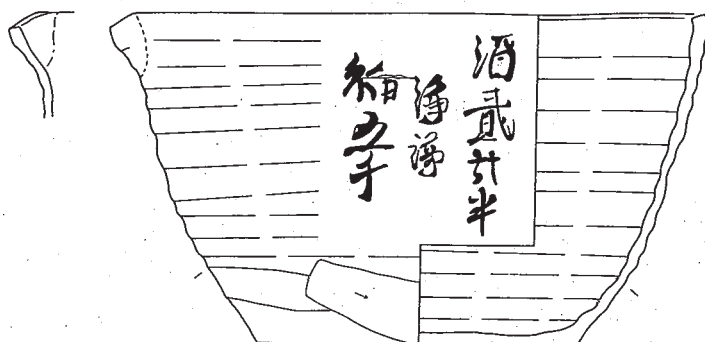
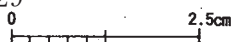
13. 61 号住居 -29
29



16. 68 号住居 -19
19
+ A. 2 (1/2)



19. 79 号住居 -11
11
+ .1 (1/2)



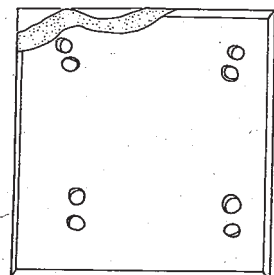
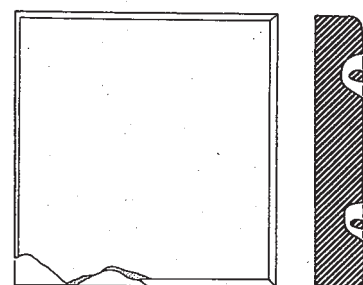
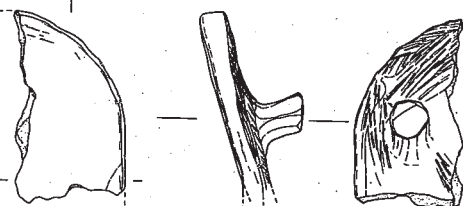
18. 72 号住居 -8
08
+ a. 9 (1/2)



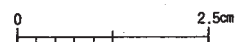
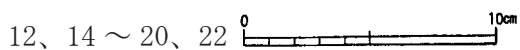
20. 83 号住居 -4
04
+ b. 1 (1/2)



22. 93 号住居 -5
131



21. 87 号住居 -32
32

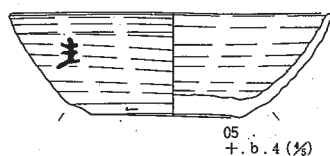




39

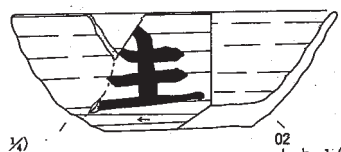


23. 92 号住居 -39



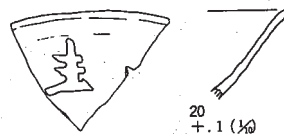
05
+.b.4 (1/2)

24. 93 号住居 -5



02
+.b.1 (1/2)

27. 98 号住居 -2



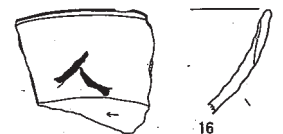
20
+.1 (1/2)

25. 93 号住居 -20



03
+.b.1 (1/2)

28. 98 号住居 -3



16
+.b.1 (1/2)

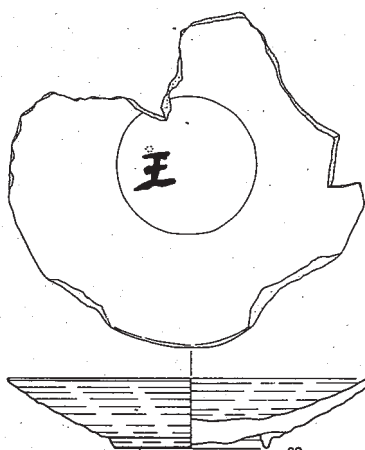
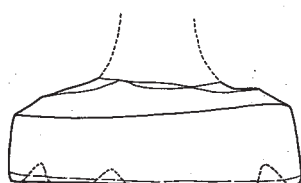
26. 94 号住居 -16



07
+.A.a.6 (1/2)

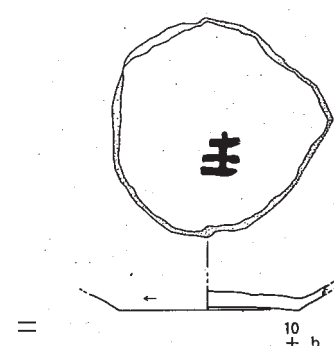
29. 98 号住居 -7

24 ~ 31、33、34



08
+.1 (1/2)

30. 101 号住居 -8



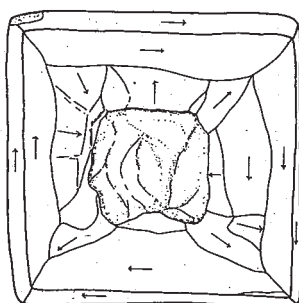
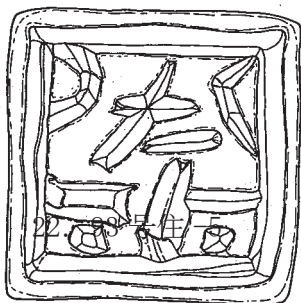
10
+.b.1 (底)

31. 101 号住居 -10



02
+.b.1 (1/2)

33. 109 号住居 -2



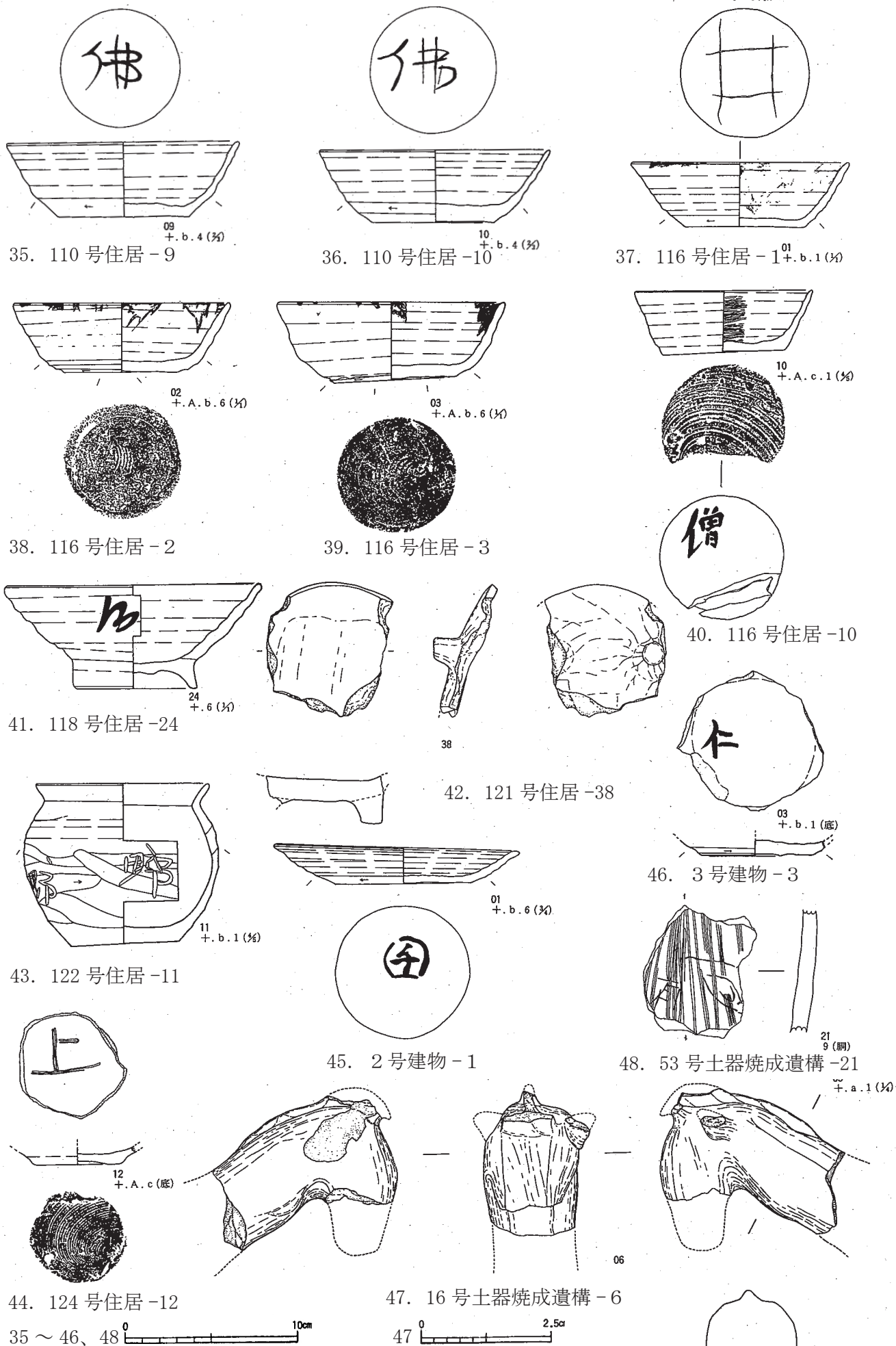
13

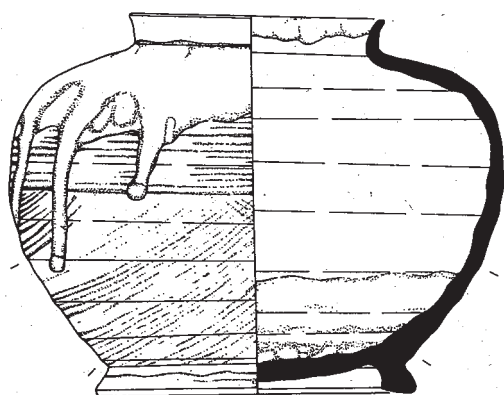
32. 106 号住居 -13



34. 109 号住居 -7

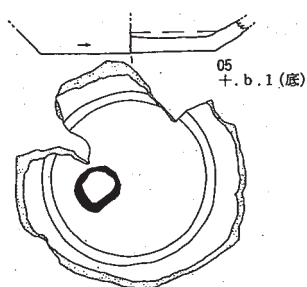
永吉台遺跡群出土の古代文字および信仰関連資料群 西寺原地区③





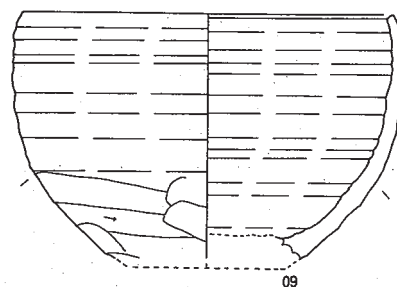
49. 2号住居-27

27
+ . b . 7 (3/4)



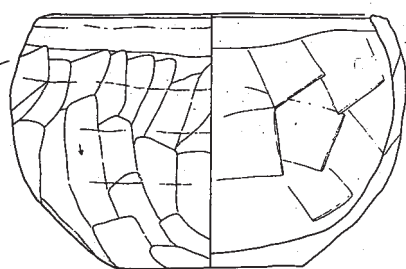
50. 3号住居-5

05
+ . b . 1 (底)



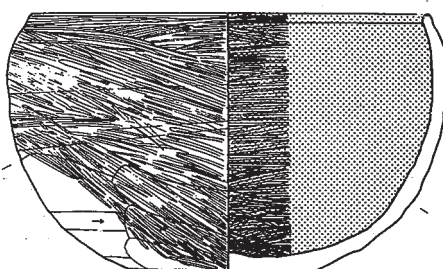
51. 3号住居-9

09
+ . a . 2 (3/4)



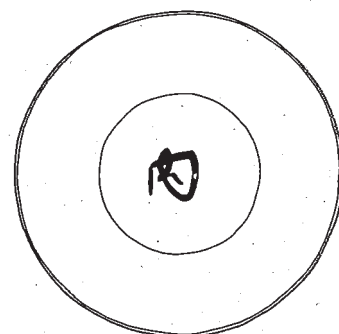
52. 7号住居-6

06
a . 2 (3/4)



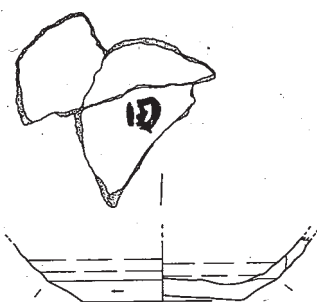
53. 7号住居-7

07
+ . a . 2 (3/4)



54. 8号住居-11

11
+ . b . 2 (3/4)



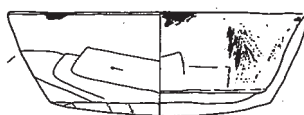
55. 8号住居-14

14
+ . b . 4 (3/4)



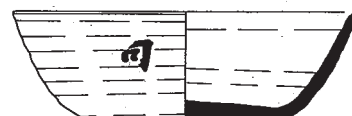
56. 8号住居-15

15
+ . 1 (3/4)



57. 11号住居-1

01
+ . a . 1 (3/4)



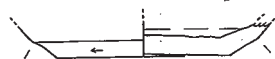
58. 11号住居-29

29
+ . A . b . 8 (3/4)



60. 16号住居-14

14
+ . 7 (3/4)



61. 18号住居-2

06
+ . b . 1 (底)

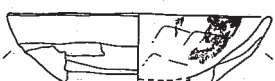


59. 12号住居-6

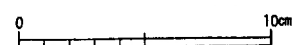


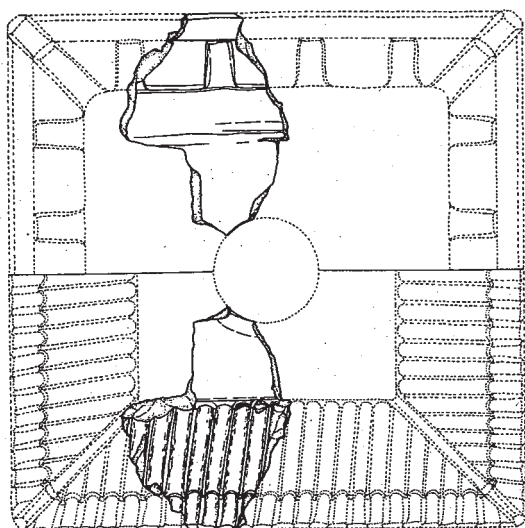
62. 18号住居-3

03
+ . b . 4 (3/4)



02
+ . a . 2 (3/4)





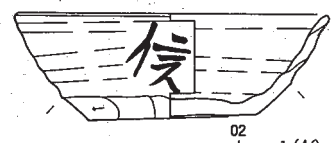
63. 18 号住居 -17



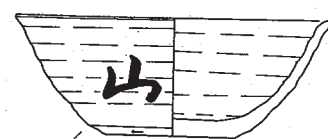
64. 18 号住居 -18



66. 20 号住居 -2



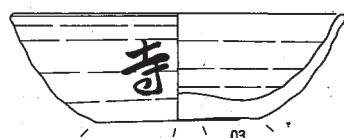
67. 21 号住居 -2



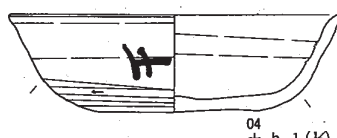
65. 20 号住居 -1



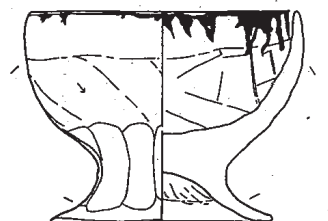
68. 24 号住居 -2



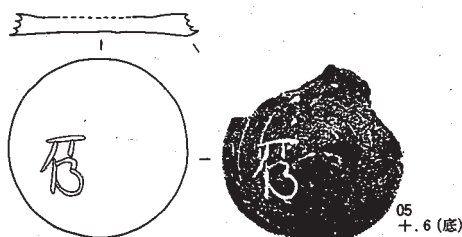
69. 26 号住居 -3



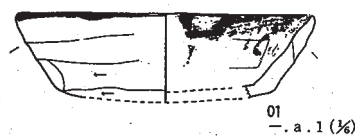
70. 26 号住居 -4



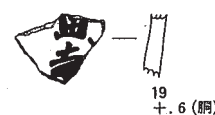
71. 26 号住居 -5



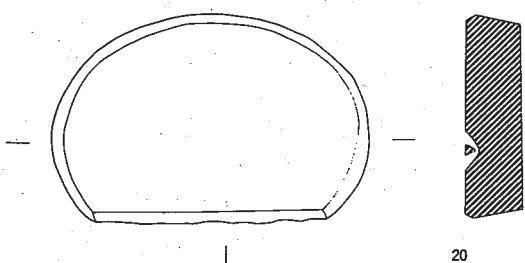
72. 31 号住居 -5



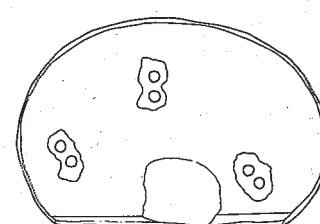
74. 33 号住居 -1



75. 33 号住居 -19



73. 32 号住居 -20



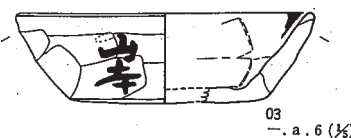
76. 33 号住居 -20



77. 33 号住居 -21



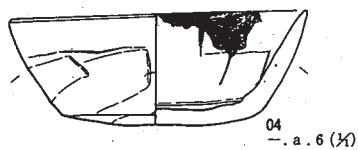
78. 33 号住居 -25



79. 34 号住居 -3



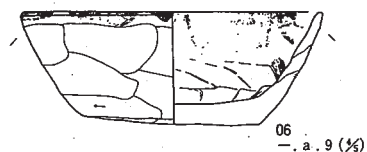
63 ~ 72, 74 ~ 79



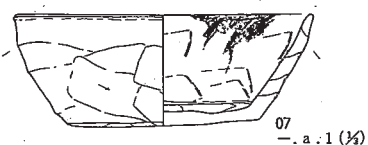
80. 34 号住居 - 4



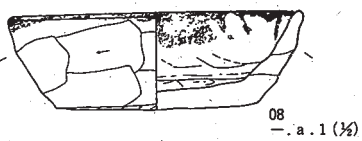
81. 34 号住居 - 5



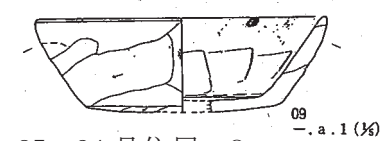
82. 34 号住居 - 6



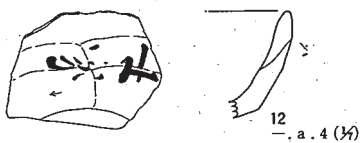
83. 34 号住居 - 7



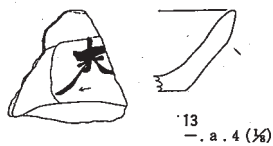
84. 34 号住居 - 8



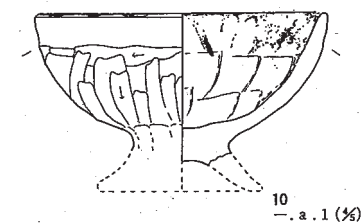
85. 34 号住居 - 9



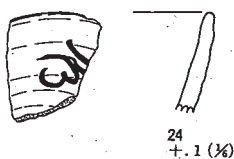
86. 34 号住居 - 12



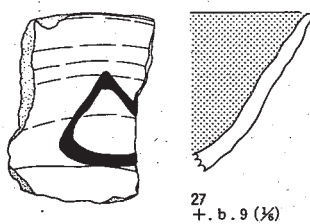
87. 34 号住居 - 13



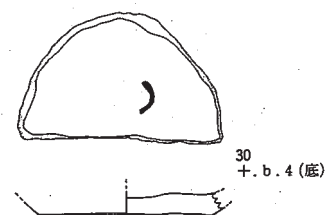
88. 34 号住居 - 10



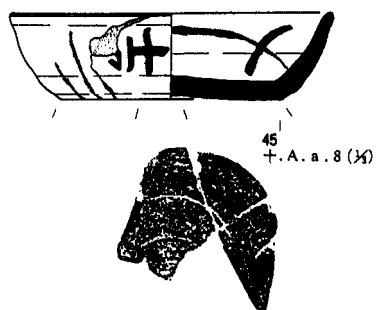
89. 34 号住居 - 24



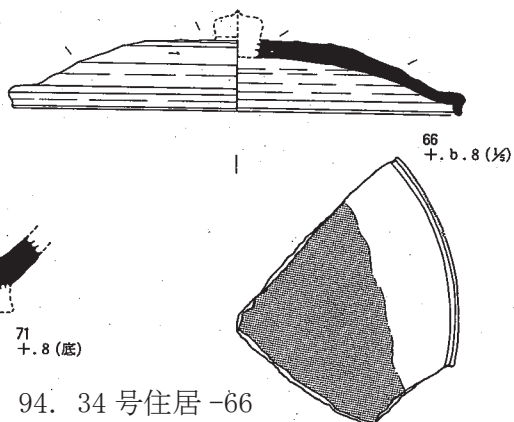
90. 34 号住居 - 27



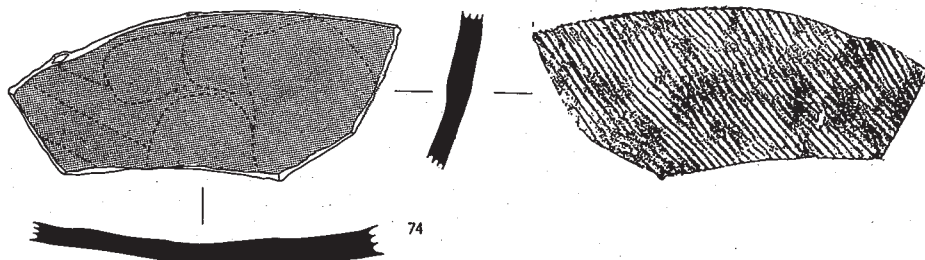
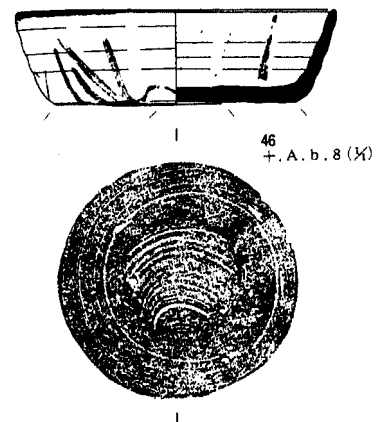
91. 34 号住居 - 30



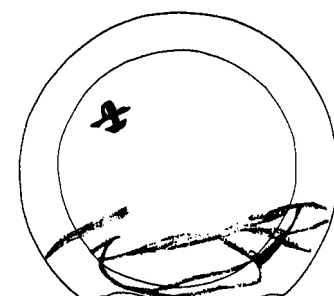
92. 34 号住居 - 45



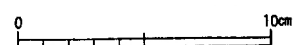
94. 34 号住居 - 66

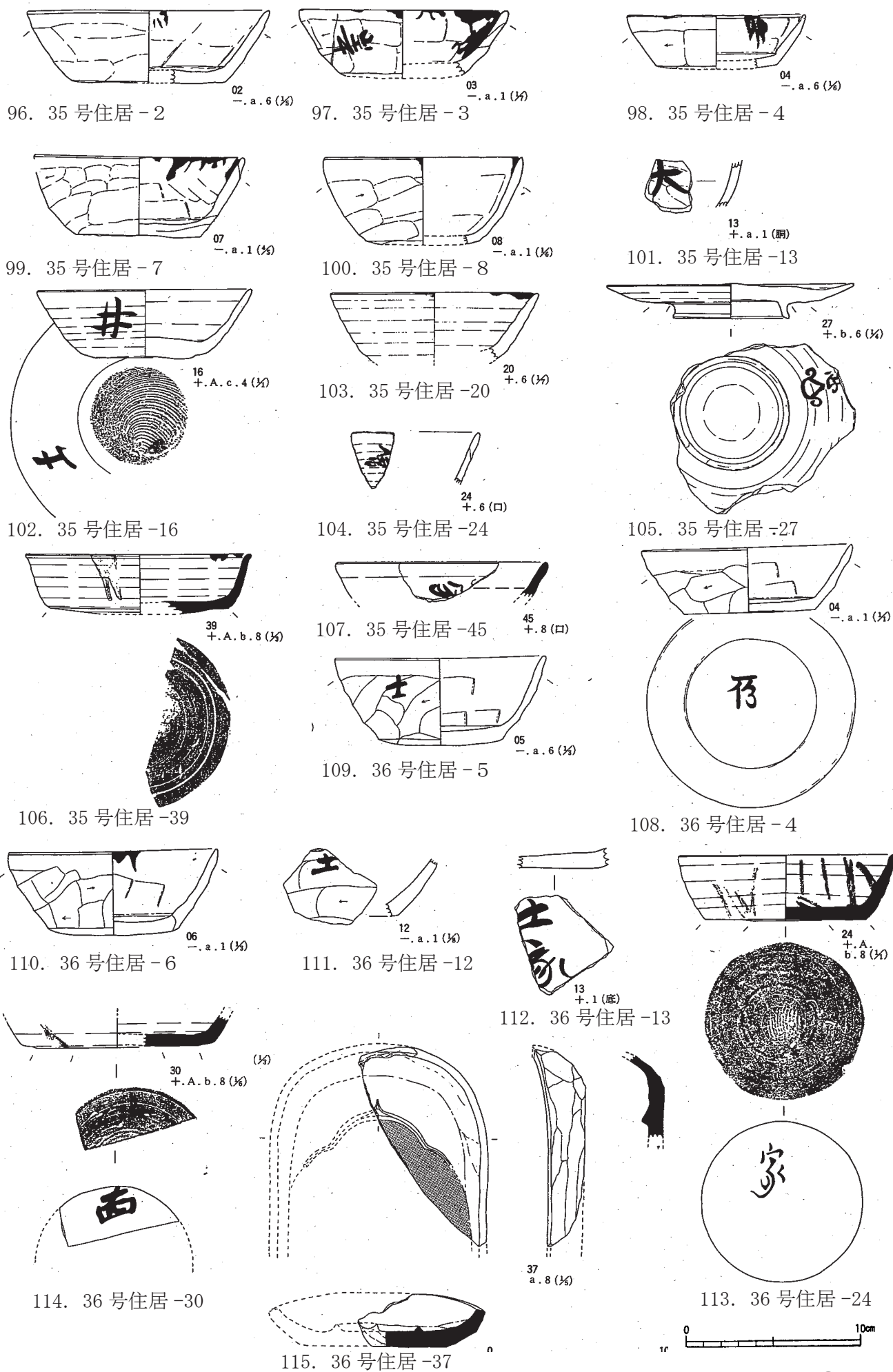


95. 34 号住居 - 74

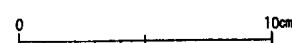
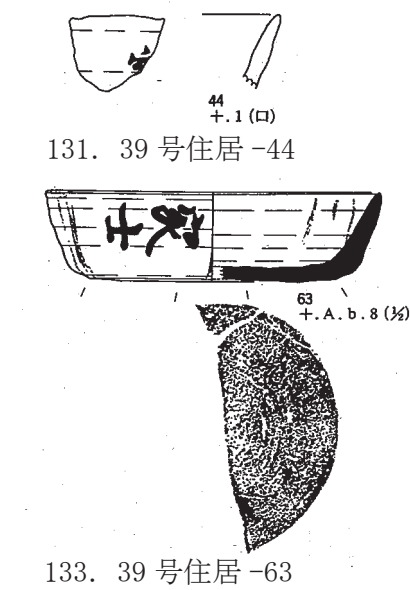
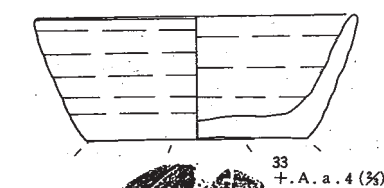
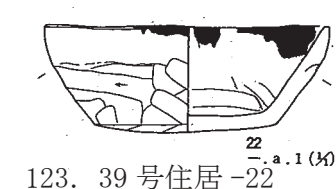
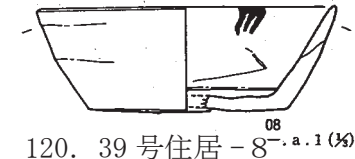
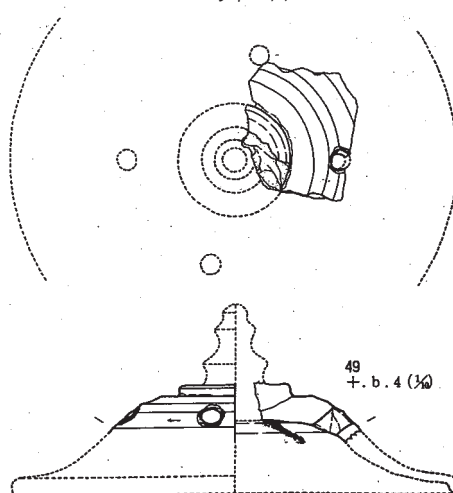
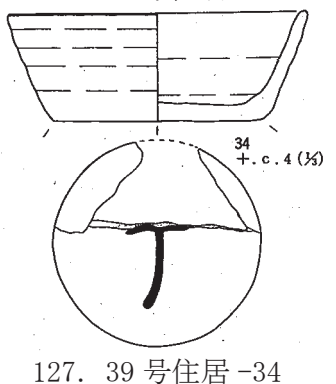
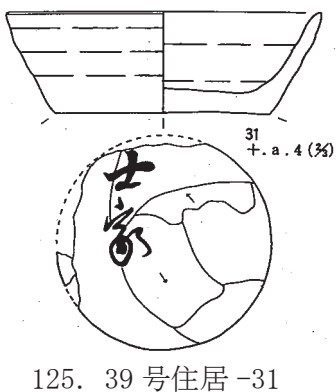
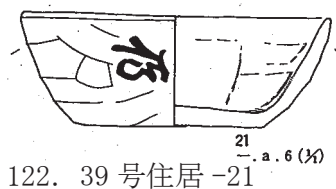
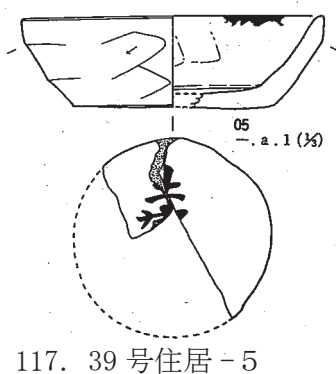
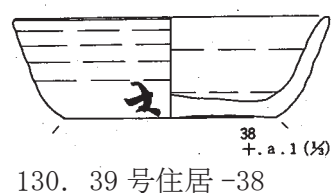
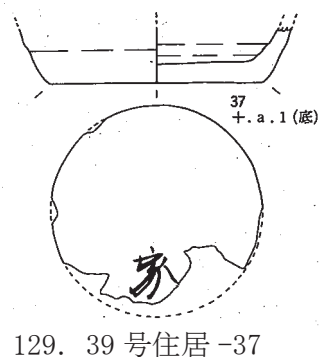
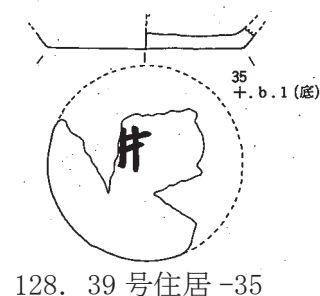
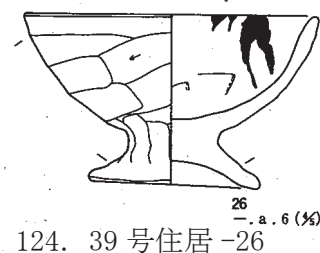
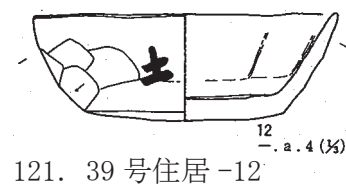
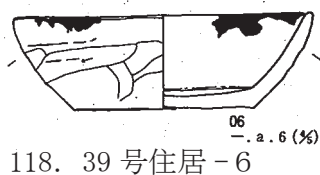


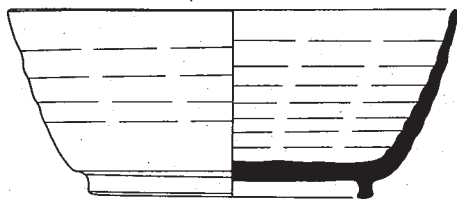
93. 34 号住居 - 46





永吉台遺跡群出土の古代文字および信仰関連資料群 遠寺原地区④

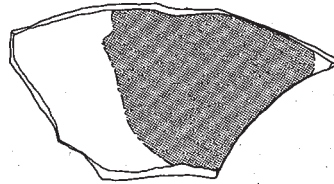




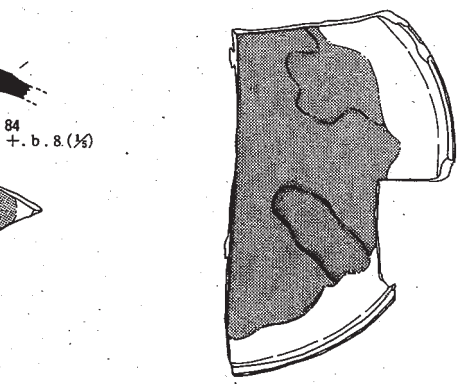
80
+ b. 8 (1/2)



84
+ b. 8 (1/2)

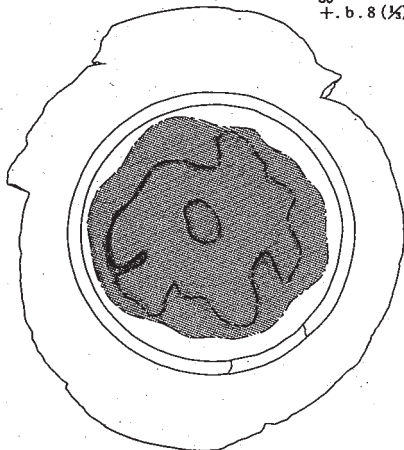


135. 39 号住居 - 84

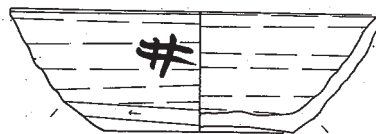


88
+ b. 8 (1/2)

136. 39 号住居 - 88

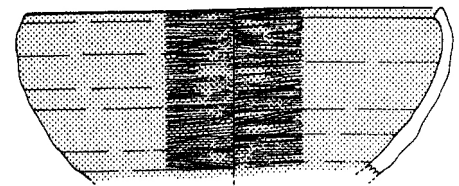


134. 39 号住居 - 80



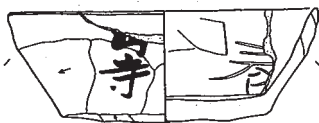
04
+ b. 6 (1/2)

137. 40 号住居 - 4



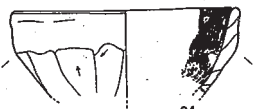
07
+ 10 (1/2)

138. 41 号住居 - 7



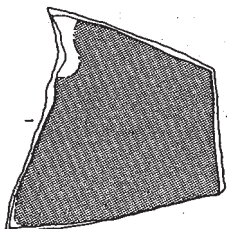
02
- a. 1 (1/2)

139. 42 号住居 - 2



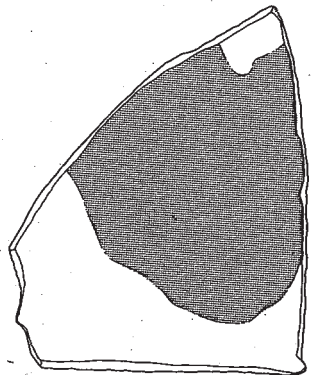
04
- a. 1 (1/2)

140. 42 号住居 - 4



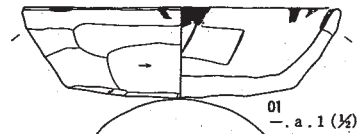
11
+ 8 (胴)

141. 42 号住居 - 11



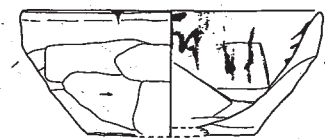
12
+ 8 (胴)

142. 42 号住居 - 12



01
- a. 1 (1/2)

143. 43 号住居 - 1



02
- a. 2 (1/2)

144. 43 号住居 - 2



15
+ b. 1 (1/2)

145. 43 号住居 - 15



03
- a. 6 (1/2)

146. 44 号住居 - 3



03
+ b. 1 (1/2)

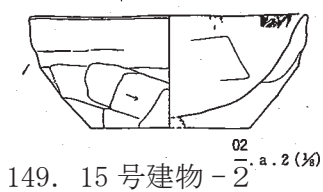
147. 50 号住居 - 3



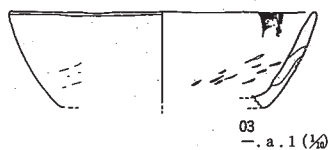
13
+ 4 (1/2)

148. 50 号住居 - 13





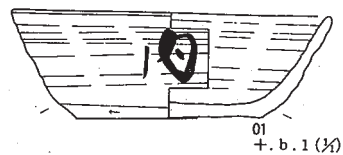
149. 15号建物-2



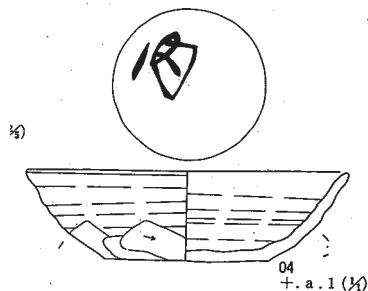
150. 15号建物-3



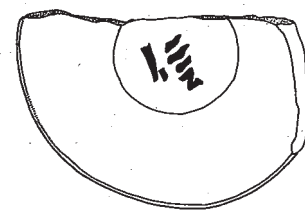
151. 15号建物-22



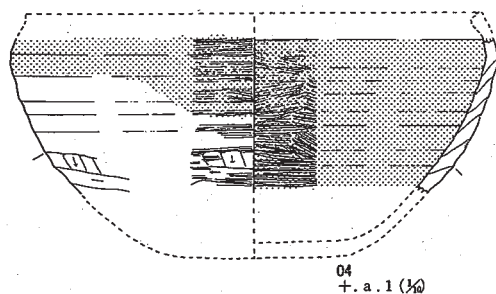
152. 1号土壙-1



153. 1号土壙-4



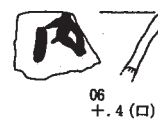
154. 3号土壙-1



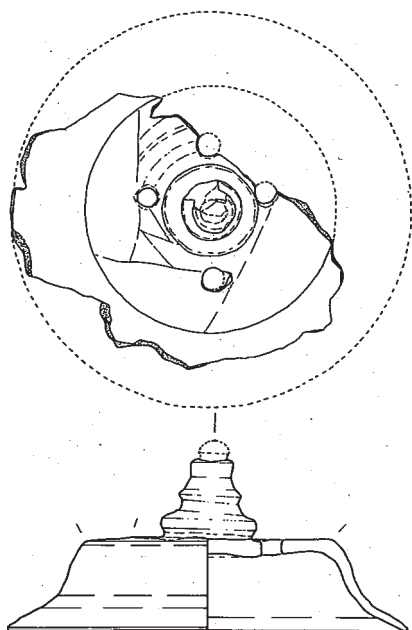
155. 7号土壙-4



157. グリッド出土-4



158. グリッド出土-6



156. グリッド出土-1

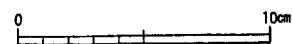


表1 永吉台遺跡群出土の古代文字および信仰関連資料一覧

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
西寺原	1	6号住居	62	10世紀第3四半期	床面	石製品	丸鞆				完形	帯飾り具、止め穴3箇所
	2	12号住居	1	—	竈内	土師器	坏(灯明皿)				完形	体部内面油煙付着
	3	14号住居	1	—	竈内	土師器	坏(墨書土器)	「長」			完形	体部に墨書
	4	17号住居	4	—	覆土中	土師器	坏(へう書)	「土」			4/5	体部に墨書
	5	20号住居	12	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万」			1/3	体部に墨書
	6	26号住居	1	—	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「主」			1/3	体部に墨書
	7	30号住居	35	10世紀第3四半期	覆土中	土師器	碗(へう書)	「ハ」			1/4	底部にへう書
	8	32号住居	12	—	覆土中	石製品	温石?				不明	方形 温石の可能性あり
	9	41号住居	13	—	覆土中	須恵器	甕(へう書)	「加」		底部	不明	底部外面にへう書
	10	45号住居	1	—	床面	土師器	坏(へう書)	「日」?			3/4	底部外面にへう書
	11	46号住居	44	10世紀第2四半期	竈内	土製品	紡錘車(へう書)	「春夏(秋)冬」			完形	紡輪部表面にへう書
	12	52号住居	11	10世紀第2四半期	ピット内	灰釉陶器	平瓶(水滴)				4/5	井ヶ谷78窯式並行期
	13	61号住居	29	—	床面	青銅製品	巡方				完形	帯飾り具、裏面に鋳3箇所
	14	68号住居	1	—	床面	土師器	坏(灯明皿)				1/4	口縁部体部内外面油煙付着
	15	68号住居	17	—	床面	土師器	碗(灯明皿)				1/3	体部内外面油煙付着
	16	68号住居	19	—	床面	土師器	碗(灯明皿)				1/4	口縁部体部内外面油煙付着
	17	68号住居	22	—	覆土中	土師器	碗(灯明皿)				3/4	口縁部体部内外面油煙付着
	18	72号住居	8	—	床面	土師器	片口鉢(墨書土器)	「酒貳升半浄淨稻五千」			2/3	体部に墨書
	19	79号住居	11	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)		「△」		碎片	
	20	83号住居	4	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	体部外面に「主」			1/3	体部内面にも墨書有、判読不能
	21	87号住居	32	—	覆土中	石製品	巡方				完形	凝灰岩 方形 裏面止穴4箇所
	22	91号住居	131	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	硯			脚部片	碎片	
	23	92号住居	39	10世紀第2四半期	覆土中	土製品	土馬				碎片	頭部
	24	93号住居	5	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「主」			4/5	体部に墨書
	25	93号住居	20	—	覆土中	土師器	坏(朱書土器)	「主」			1/10	体部に朱書
	26	94号住居	16	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「人」			1/10	体部に墨書
	27	98号住居	2	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	床面	土師器	坏(墨書土器)	「主」			2/3	体部に墨書
	28	98号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「主」			1/3	体部に墨書
	29	98号住居	7	—	床面	土師器	坏(墨書土器)	「内」?			4/5	体部に墨書
	30	101号住居	8	—	竈内	土師器	皿(墨書土器)	「王」(主か?)			4/5	底部内面に墨書
	31	101号住居	10	—	覆土中	土師器	皿(墨書土器)	「主」		底部	碎片	底部内面に墨書
	32	106号住居	13	10世紀第2四半期	覆土中	陶製(土製品)	陶製印			頂部欠損		
	33	109号住居	2	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「西寺」			1/2	体部に墨書
	34	109号住居	7	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	篆書体「天」		底部	碎片	底部内面に墨書
	35	110号住居	9	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「佛」			2/3	底部内面に墨書
	36	110号住居	10	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「佛」			2/3	底部内面に墨書
	37	116号住居	1	—	覆土中	土師器	坏(へう記号・灯明皿)		「井」		完形	底部内面にへう記号 口縁部内外面体部内面油煙付着
	38	116号住居	2	—	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部内外面油煙付着
	39	116号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部内外面油煙付着
	40	116号住居	10	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「僧」			4/5	底部内面に墨書
	41	118号住居	24	—	覆土中	土師器	碗(墨書土器)	「得」			完形	体部に墨書
	42	121号住居	38	—	覆土中	土製品	硯			脚部片	碎片	
	43	122号住居	11	—	床面	土師器	甕(へう書)	「野」			4/5	体部にへう書「野」3箇所
	44	124号住居	12	10世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(へう書)	「上」		底部	碎片	
	45	2号建物	1	—	P6	土師器	皿(墨書土器)	「千」			3/4	底部外面に墨書、「千」を○で囲む
	46	3号建物	3	—	P6	土師器	坏(墨書土器)	「仁」		底部のみ	碎片	底部内面に墨書
	47	16号土器焼成遺構	6	—	覆土中	土製品	土馬			頭部から頸部	碎片	
	48	53号土器焼成遺構	21	—	覆土中	土師器	甕(へう書)	「有」	眉毛と目?	胴部	碎片	胴部にへう書
遠寺原	49	2号住居	27	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	灰釉陶器	薬壺			口縁部、胴部一部欠損	2/3	折戸10号窯式並行期
	50	3号住居	5	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)		「○」	底部	不明	底部内面に墨書
	51	3号住居	9	—	覆土中	瓦器	瓦鉢			口縁部～胴部の一部	1/5	ロクロ成形
	52	7号住居	6	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	床面	瓦器	瓦鉢				3/4	非ロクロ成形
	53	7号住居	7	—	床面	瓦器	瓦鉢				完形	ロクロ成形、黒色処理
	54	8号住居	11	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「内」			完形	体部外面と底部内面に墨書「内」
	55	8号住居	14	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「田」		口縁部～底部の一部	1/5	底部内面に墨書
	56	8号住居	15	—	床下	土師器	坏(墨書土器)	「酒井」		口縁部の一部	1/10	体部外面に墨書
	57	11号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口唇部体部内面油煙付着
	58	11号住居	29	—	床面	土師器	坏(墨書土器)	「田」?		口縁部一部欠損	ほぼ完形	体部外面に墨書
	59	12号住居	6	8世紀第4四半期～9世紀2四半期?	—	土師器	坏(墨書土器)	「主」		底部の一部	碎片	底部内面に墨書
	60	16号住居	14	8世紀第3四半期	覆土中	須恵器	蓋(転用硯)			つまみ部、口縁部の一部欠損	4/5	つまみの貼り付け(欠損)、転用硯
	61	18号住居	2	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)			口縁部～体部の一部	1/6	口縁部油煙付着
	62	18号住居	3	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土寺」		口縁部一部欠損	4/5	体部外面に墨書
	63	18号住居	17	—	床面	土製品	瓦塔			瓦塔屋根部	碎片	

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
	64	18号住居	18		床面	土製品	瓦塔			瓦塔屋根部	碎片	
	65	20号住居	1	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「山」			2/3	体部外面に墨書
	66	20号住居	2		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「信」			ほぼ完形	体部外面に墨書
	67	21号住居	2	9世紀第4四半期～10世紀第1四半期	ピット内	土師器	坏(墨書土器)	「倭」			4/5	体部外面に墨書
	68	24号住居	2	10世紀第2四半期以降	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「口得」			完形	体部外面に墨書
	69	26号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「寺」		口縁部の一部欠損	ほぼ完形	体部外面に墨書
	70	26号住居	4		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			完形	体部外面に墨書
	71	26号住居	5		覆土中	土師器	台付坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	72	31号住居	5	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(ヘラ書)	「万得」		底部のみ	碎片	底部外面にヘラ書
	73	32号住居	20	10世紀第2四半期以降	竈内	石製品	丸竈				完形	帯飾り具、止め穴3(6)箇所
	74	33号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(灯明皿)			口縁部～体部	1/6	口縁部内外面 体部外面油煙付着
	75	33号住居	19		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「田寺」?		体部	碎片	体部外面に墨書
	76	33号住居	20		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井●」		口縁部	碎片	口縁部外面に墨書
	77	33号住居	21		壁溝内	土師器	皿(墨書土器)	「●宋●」		口縁部	碎片	口縁部外面に墨書
	78	33号住居	25		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土(土?)寺」		口縁部～体部	1/8	体部外面に墨書
	79	34号住居	3	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「山寺」			1/5	体部外面に墨書
	80	34号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	81	34号住居	5		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部油煙付着
	82	34号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部油煙付着
	83	34号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部油煙付着
	84	34号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/2	口縁部油煙付着
	85	34号住居	9		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部油煙付着
	86	34号住居	10		床面	土師器	台付坏(灯明皿)				1/7	口縁部油煙付着
	87	34号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			1/7	体部外面に墨書
	88	34号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「家」			1/8	体部外面に墨書
	89	34号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			1/6	体部外面に墨書
	90	34号住居	27		覆土中	土師器	碗(墨書土器)		「△」		1/6	体部外面に墨書
	91	34号住居	30		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「ノ」?			碎片	底部内面に墨書
	92	34号住居	45		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土●」			1/3	底部内面に墨書
	93	34号住居	46		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「土」			碎片	体部外面に墨書
	94	34号住居	66		床面	須恵器	蓋(転用硯)				1/5	転用硯
	95	34号住居	74		床面	須恵器	甕(転用硯)				碎片	転用硯
	96	35号住居	2	8世紀第4四半期～9世紀2四半期?	覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/5	口縁部油煙付着
	97	35号住居	3		覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「●寺」●は山か?			1/7	体部外面に墨書
	98	35号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部油煙付着
	99	35号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/6	口縁部油煙付着
	100	35号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部油煙付着
	101	35号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「大」			碎片	体部外面に墨書
	102	35号住居	16		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井、土」			碎片	体部外面に墨書
	103	35号住居	20		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部油煙付着
	104	35号住居	24		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「僧」			碎片	体部外面に墨書
	105	35号住居	27		覆土中	土師器	皿(墨書土器)	○3つ			1/4	体部外面に墨書
	106	35号住居	39		覆土中	須恵器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	107	35号住居	45		床面	須恵器	坏(墨書土器)	「家」?			碎片	体部外面に墨書
	108	36号住居	4	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万得」			完形	底部外面に墨書
	109	36号住居	5		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	110	36号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口唇部体部内外面油煙付着
	111	36号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/8	体部外面に墨書
	112	36号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			碎片	底部に墨書
	113	36号住居	24		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「家」		口縁部一部欠損	ほぼ完形	底部外面に墨書
	114	36号住居	30		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「西」			不明	底部外面に墨書
	115	36号住居	37		覆土中	土製品	硯				1/5	風字硯
	116	37号住居	1	—	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「万富」?			2/3	体部外面に墨書
	117	39号住居	5	8世紀第4四半期～9世紀初頭	覆土中	土師器	坏(墨書土器・灯明皿)	「土●」●は家か?			1/3	体部外面に墨書
	118	39号住居	6		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				4/5	口縁部体部内外面油煙付着
	119	39号住居	7		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	120	39号住居	8		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/3	口縁部体部内外面油煙付着
	121	39号住居	12		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	122	39号住居	21		覆土中	土師器	皿(墨書土器)	「万得」		口縁部一部欠損	ほぼ完形	底部外面に墨書
	123	39号住居	22		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				完形	口縁部体部内外面油煙付着
	124	39号住居	26		覆土中	土師器	台付坏(灯明皿)				4/5	内面油煙付着
	125	39号住居	31		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			2/3	底部外面に墨書
	126	39号住居	33		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土家」			2/3	底部外面に墨書

地区	No.	出土遺構	遺物番号	時期(遺構)	出土位置	種別	器種	文字	記号	遺存状況	遺存率等	備考
	127	39号住居	34		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「丁」			1/3	底部外面に墨書
	128	39号住居	35		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			不明	底部外面に墨書
	129	39号住居	37		竈内	土師器	坏(墨書土器)	「家」			不明	底部外面に墨書
	130	39号住居	38		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「土」			1/3	体部外面に墨書
	131	39号住居	44		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	判読不能「家」?			碎片	体部外面に墨書
	132	39号住居	49		覆土中	土師器	香炉蓋				1/10	孔1力所
	133	39号住居	63		覆土中	須恵器	坏(墨書土器)	「家土」			1/2	体部外面に墨書
	134	39号住居	80		覆土中	須恵器	碗(転用硯)				1/3	転用硯
	135	39号住居	84		覆土中	須恵器	蓋(転用硯)				1/5	転用硯
	136	39号住居	88		覆土中	須恵器	皿(転用硯)				1/3	転用硯
	137	40号住居	4	9世紀第3四半期～9世紀第4四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「井」			2/3	底部外面に墨書
	138	41号住居	7	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	鉢				1/8	鉄鉢形、内外面黒色処理
	139	42号住居	2	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「●寺」●は西か?			3/4	体部外面に墨書
	140	42号住居	4		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁～体部内面油煙付着
	141	42号住居	11		覆土中	須恵器	蓋(転用硯)				碎片	転用硯
	142	42号住居	12		覆土中	須恵器	甕(転用硯)				碎片	転用硯
	143	43号住居	1	9世紀第1四半期～9世紀第2四半期	覆土中	土師器	坏(へう書・灯明皿)	「寺」			1/2	底部外面にへう書
	144	43号住居	2		覆土中	土師器	坏(灯明皿)				1/7	口縁部体部内外面油煙付着
	145	43号住居	15		覆土中	土師器	皿(灯明皿)				3/4	口縁部外面油煙付着
	146	44号住居	3	8世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「仕」			1/3	体部外面に墨書
	147	50号住居	3	9世紀第2四半期～9世紀第3四半期	覆土中	土師器	坏(墨書土器)	篆書体「天」			4/5	体部外面に墨書
	148	50号住居	13		覆土中	土師器	坏(墨書土器)	「内」			1/10	体部外面に墨書
	149	15号建物	2	—	P4	土師器	坏(灯明皿)				1/8	口縁部内面油煙付着
	150	15号建物	3		P1	土師器	坏(灯明皿)				1/10	口縁部内面油煙付着
	151	15号建物	22		P4	須恵器	坏(墨書土器)	「家」			不明	底部外面に墨書
	152	1号土壌	1	—	—	土師器	坏(墨書土器)	「内」			完形	体部外面に墨書
	153	1号土壌	4		—	土師器	坏(墨書土器)	「内」			ほぼ完形	底部外面に墨書
	154	3号土壌	1		—	土師器	坏(墨書土器)	「信」			1/2	底部内面に墨書
	155	7号土壌	4	—	—	土師器	鉢				1/10	黒色処理
	156	グリッド出土	1	—	—	土師器	香炉蓋			つまみ部遺存	3/5	孔4力所
	157	グリッド出土	4	—	—	土師器	碗(墨書土器)		「○○」		不明	体部外面に墨書
	158	グリッド出土	6	—	—	土師器	器種不明(墨書土器)	「内」			碎片	口縁部に墨書

別冊資料 2

議題（2）指定文化財候補について （光福寺の仏像）

目 次

千葉県袖ヶ浦市光福寺仏像調査調書（光福 01、光福 02）

千手観音菩薩立像（光福 01）	1
妙見菩薩立像（光福 02）	19

像名：千手観音菩薩立像 1 体 報告書No.32-7

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	Tel 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：平安時代後期	作者：不明
材質：木造 古色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。岩崎寺より移座されたとされる。
銘文等：台座裏に昭和 19 年の修理銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：145.7	髪際高：127.8
耳張：16.8	面長：14.0
面幅：14.4	面奥：20.5
胸奥：18.0（中央）	腹奥：24.1
肘張：43.2（真手） 62.6（最大張）	裾張：32.1

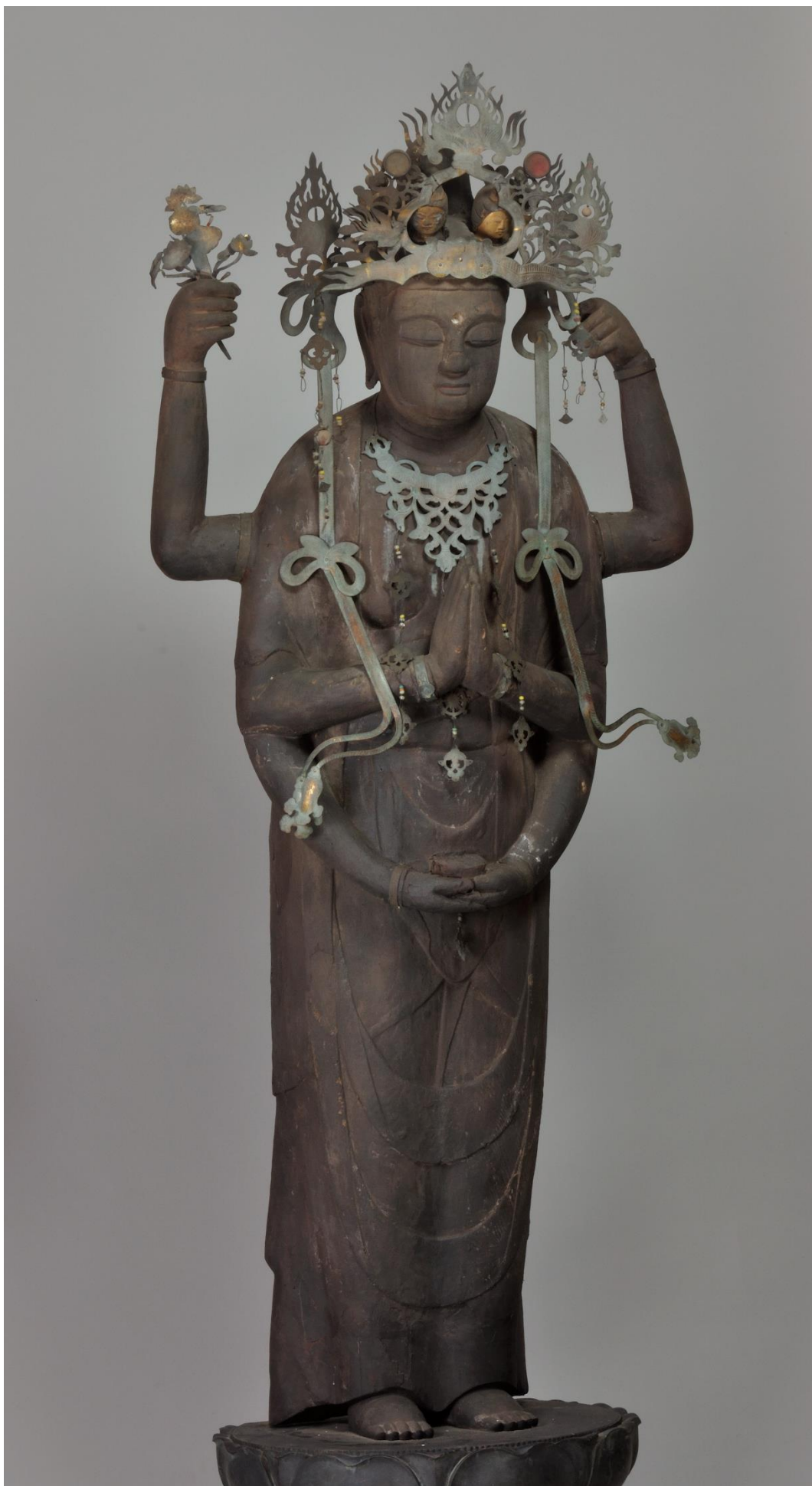
備考・所見

形状
頭に宝髻（比較的低い垂髻）を結う。天冠台（列弁文）彫出。天冠台上に頭上面を一行に現す（四面現存、加えて柄穴が六個遺る）天冠前飾（簪、冠繒付き）を着用する。天冠台下地髪は疎らに毛筋を彫る。白毫相を現す。面部温顔。耳朵環状。首に三道相を現す。 胸飾を装着。上半身には条帛を掛け回し、肩より天衣を掛ける。天衣は左右肘の内側を通り、膝前に上下二段に掛かる。真手は鳩尾高で合掌（合掌手）、第二手は真手の臂より分かれ、正面下腹部で掌を重ね、持物（宝鉢）を執る（宝鉢手）。第三手は両腕上腕部より出て臂を曲げ、掌を挙げて持物を執る（左持物亡失・右蓮華）。真手・第二手は腕釧、第三手は腕釧、臂釧を着用。下半身には裙を着用。裙は左を前に中央で合わせ、上端を一段折り返す。裸足で台座上に直立する。台座は返花・仰蓮よりなる。光背は円光背。
品質・構造
頭体幹部を堅一材（材不明檜カ）より彫出、内刳は無いものと思われる。上半身背面に別材（横三材カ）を刳ぎ寄せる（後補、当初の上半身背面は脇手が付随していたものと思われる）。真手・第二手は本体と同材より彫成。真手は手首先のみ別材製。第二手は前端を別材製とする。第三手は別材製で、左右とも臂先、手首先はさらに別材製と思われる。装身具は金銅製、瓔珞にはビーズを交える。下半身は背面に堅二材（杉材）を刳ぎ寄せている。前面は膝下に複数材（五材カ）を寄せていて、足もその材より彫成している。両足先、両足柄別材製。本体は全体に麻布貼りし、古色塗りとしている。台座・光背は寄木造。
状態
欠失部：白毫珠、脇手、頭上面六面（さらに頂上仏面一面も失っているものと思われる）、脇手、天衣遊離部。 後補部：頭上面四面、鼻先、両耳朵、装身具、体幹部背面、真手手首先、第二手前端、第三手、下半身下端前面、両足、両足柄。麻布貼り、古色塗り。台座・光背。
備考と考察
かつて岩崎寺の持仏であったと伝えられる。『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では不空羼索観音立像とされているが、頭上面を十（あるいは十一）持つこと、さらに第二手が宝鉢手となることから、千手観音像が脇手を失ったものと見なすことができる（なお、岩崎寺の『什物改帳』（文政 6 年 1859）では当像は「本尊十一面観音像」と記されている）。一木造で内刳を持たない古様な構造、衣文線の浅く温雅な彫法から、作期は平安時代後期と考えられる。比較的厚みのある体軀、彫の深い目鼻立ちは古様だが、これは上総の平安時代後期の仏像には多く見られる特徴である。 岩崎寺は三箇に所在した光福寺の門徒寺であり、昭和 30 年 4 月に光福寺に合併されたとされる。台座天板裏の墨書銘は昭和 19 年 12 月 8 日のもので修理銘であるが、像前面下端や足、台座光背の補作はこの時のことと思われる。修復事業の主催者は岩崎寺第 64 世の寛舜師で、仏師は「浅草 真野辰三郎」が起用されている。当時の光福寺の住職は 55 世の義寛師と思われ、「寛」字を通字とした同じ法系の僧と推定される。その際、岩崎寺の方が世代数が多いことは注目すべきである。 県内の平安期千手観音像は少なく、私見の及ぶ限りでは、いすみ市善応寺、南房総市真野寺、館山市那古寺、木更津市間暗寺に所在するのみであり、間暗寺像以外は県・市の指定文化財となつて

いる。善応寺像（県指定）は像高 160.5 cm、真野寺像（県指定）は同 172.5 cmで当像より一回り大きい。頭体幹部を一木より彫成し、内刳も持たない構造など共通点は少なく無い。那古寺像（市指定）は像高 149.0 cmと当像とほぼ同規模である。一木造だが粗く内刳した後、背面に別材を矧ぎ寄せるとされるもので、構造は比較的当像に近い。一方、間暗寺像は像高 111.3 cm、当像と同じ榧材の一木造だが、割首を行い、さらに後頭部を割って内刳を施すなどやや手の込んだ構造となっているが、それは後世の仕業の可能性もある。当像はこれらと比較して同程度には当初部分を残している。



千手觀音菩薩立像（光福 01）正面



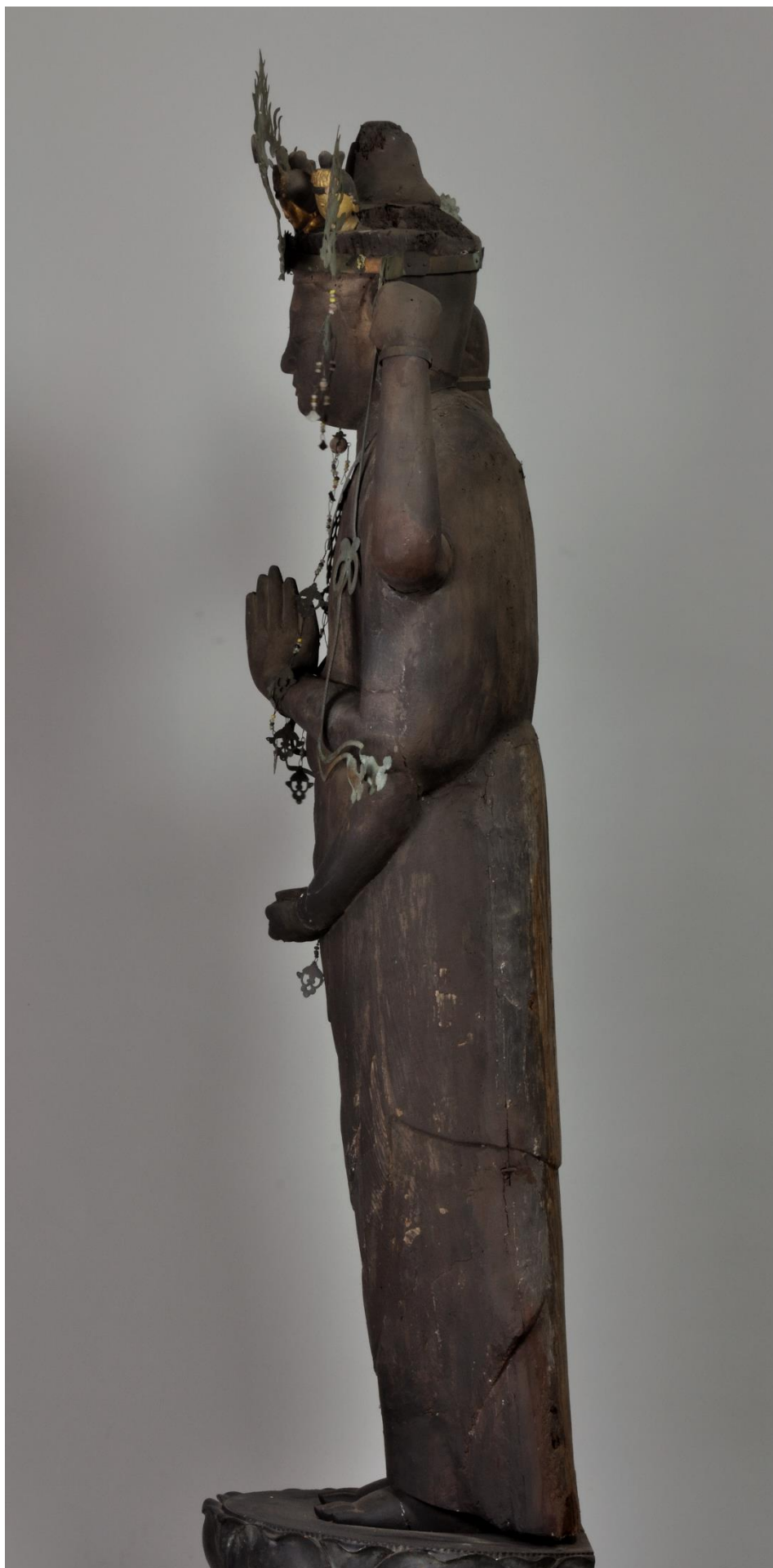
千手觀音菩薩立像（光福 01）右斜



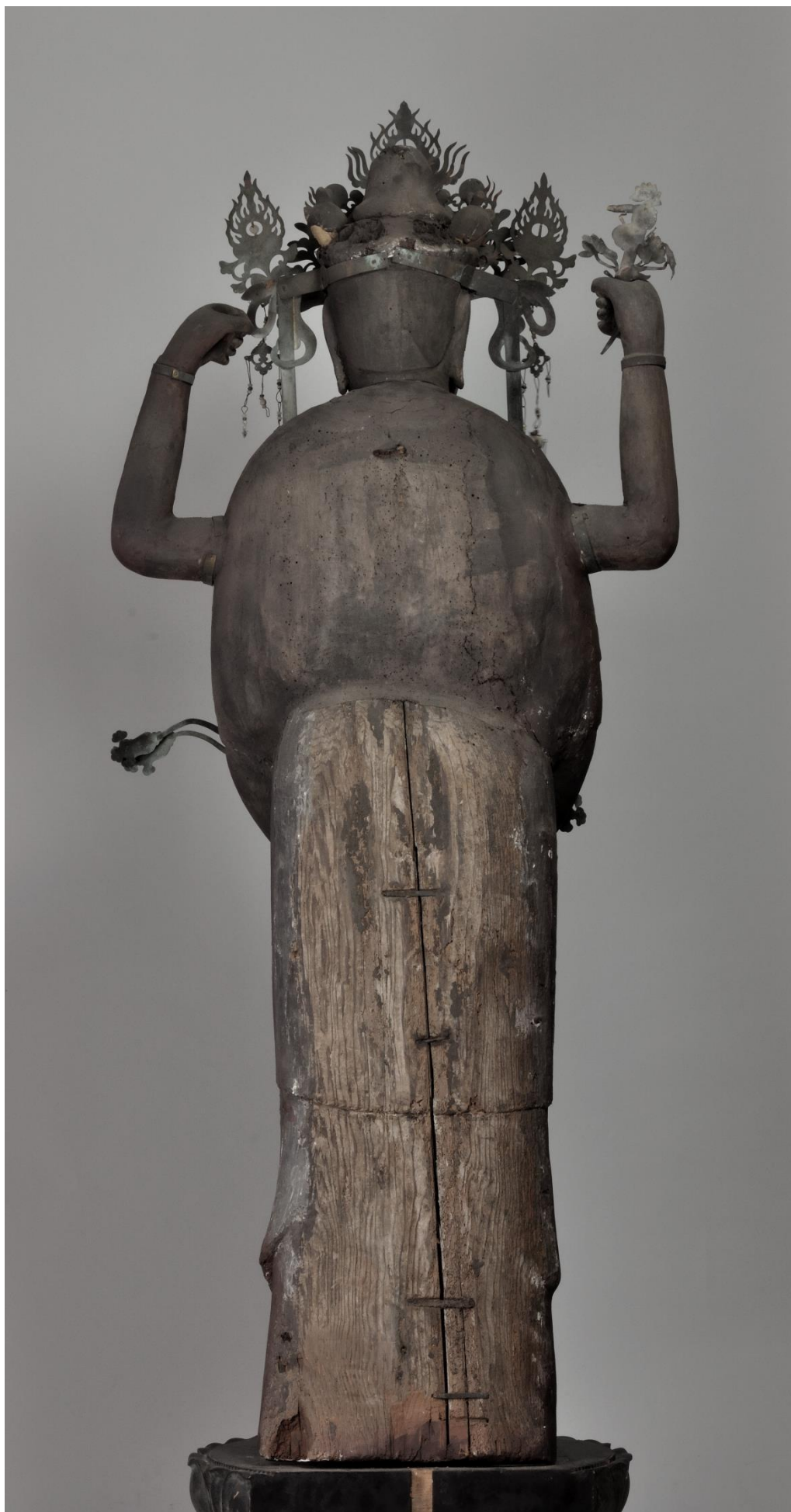
千手觀音菩薩立像（光福 01）左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）背面



千手觀音菩薩立像（光福 01）底



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭頂



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部正面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右側面



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部左斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部右斜後



千手觀音菩薩立像（光福 01）頭部背面

像名： 光福 02 妙見菩薩立像 1 軀 報告書No.32-6

所在地：袖ヶ浦市三箇 2010 光福寺	TEL 0438-74-8181
住職名：佐藤 照方 師	指定等：無し
年代：南北朝時代	作者：不明
材質：木造 彩色 彫眼	伝来：本堂右脇壇に安置。
銘文等：左足柄に墨書銘。	構造：一木造
実査：濱名、久保、京極、高橋	調査日：令和 4 年 7 月 20 日
像高：39.2	髪際高：
耳張：6.3	面長：5.9
面幅：5.3	面奥：7.8
胸奥：8.6	腹奥：9.7
肘張：	裾張：14.1
足柄出：左 2.5 右 2.6	像底からの刎上：3.0

備考・所見

形状
頭髮は中央で分け後ろに流す披髮（背後は背中の中程まで）。白毫相を現さない。眉根を寄せ、目尻を吊上げる。口は軽く閉じる。耳朵不貫。首に三道相を現さない。 皮鎧（襟甲、肩甲、胸甲、表甲、下甲、背甲、前盾、脚甲）を着用、鳩尾高と腹高に帯を巻いて緊縛。上の帯は中央に吊り紐を持つ、左右は斜めに下がって両脇で腰帯と一体化する。腹帯には獅嚙を現す。上半身皮鎧の下を着衣不明。天衣を腰帯に絡める。下半身には袴と裙を着用。袴は膝下で足結する。沓を履く。両手亡失のため印相不明。左足をわずかに前に出して立つ。
品質・構造
頭体幹部を堅一材（檜材）より両足柄まで彫出、内刎は無い。両肩先別材製、雇柄（丸柄）にて接合する。彩色仕上。
状態
欠失部：両肩先、右足先内側（足柄も一部欠失）。左目上に虫食い穴が見られる。台座・光背亡失。後補部：表面彩色。
備考と考察
『袖ヶ浦市の仏像・仏具』では天部立像とされているが、革鎧を着用し頭髮を披髮とすることから妙見菩薩像と見なすことができる。その上、古記録によれば、当寺には門徒寺として三箇字荒久に妙見寺があり、さらに境内にも妙見堂（宮）が所在し、現在でも寺紋を九曜文とするなど妙見信仰が所在したことは明らかである。 檜の良材が用いられ、横に張り出した裙先端まで一材から彫成するなど贅沢な木取がされている。胸甲の菊座形の飾りや獅嚙、脚部の足結なども丁寧に鏤刻される入念の制作である。面貌にも精彩がある。体軀にはたっぷりした厚みがあり、正面観でやや寸胴な印象もあるが、側面観では抑揚もあり、全体のバランスは取れている。頭部がやや過大なのは千葉氏の伝承で妙見菩薩が 12～3 才の童子として示現したことを受けたものと考えられる。古様な一木造りとし、目を彫眼としたのも神像を意識した可能性がある。裙の処理にやや煩瑣なところが見られることから、作期は 14 世紀頃と推定することができる。 当寺には現在もう一体の妙見菩薩立像（以下光福 03）が伝来していて、この二体がどのような関係であるかは不明であるが、光福 03 が像高 27.9 cm と小像であることから、こちらが当寺境内の妙見堂（宮）に安置され、当像は妙見寺の本尊であったと見なすのが穏当であろうか。 左足柄外側の墨書銘は「泰心不^カ口」と読める。造像時の銘と思われるが意味不明である。 鎌倉時代後期、小櫃川中流域を横田氏など千葉氏化した角田氏一族が支配したことは先学の指摘するところ（野口実「中世東国武家社会における苗字の継承と再生産」『鎌倉』83 号）、『袖ヶ浦市史』によると市内にはかつて妙見信仰に関連した社寺が 15 ヲ所所在したことが判明している。これらの全てが中世に遡る創建か否かは判然としないが、当像などはそうした中世の妙見信仰の遺産と見なすことができる。

袖ヶ浦市内の妙見信仰関係社寺（含む廃寺）

No.	社寺名	現主祭神	祭神像	所在地	備考
1	神明神社	天御中主命		今井 2157	
2	大竹神社	天御中主命		大竹 496	明応 2 年の棟札より、日蓮宗本泰寺に属したことが分かる。明応 2 (1493) 年建立の妙見社であったとの伝承有り。
3	横田神社	伊邪那美命		横田 2470	横田妙見と通称される妙見社、千葉秀胤創建との伝承有り。
4	台神社	天御中主命	妙見木像	上泉 822	
5	阿部神社	天御中主命	石造妙見菩薩像	阿部 19	写真有り、延宝六年造像。別当真言宗寺清浄院。真里谷武田氏の家臣阿部重常勧請の伝承あり。
6	御中主神社	大己貴命	妙見神像がご神体として祀られている。	三ツ作 1843	
7	大和田神社	天御中主命	妙見神と考えられる亀に乗った神像	上泉 542	宝永元 (1704) 年創建とされる。
8	宮田神社	天御中主命	亀の背に乗る木製神像	下宮田 93	妙見宮、阿部村清浄院の支配を受けた。宝永 6 (1709) 年創建と伝えられる。
9	野里神社	天御中主命	二匹の亀の上立つ妙見像	野里 742	文和年中 (1352～56) 鑄造の鰐口がかつて所在。
10	光福寺			三箇	真言宗、境内に妙見宮、稻荷社を祀っていた。
11	妙見寺			三箇	光福寺末門徒寺
12	玉蔵院			三ツ作	真言宗延命寺末、妙見社、八幡社、大宮大明神を支配。
13	常福院			上泉	真言宗延命寺末、妙見社別当。
14	光明寺			川原井	真言宗光福寺末、山号は妙見山、天暦元 (947) 年創建、文亀元 (1501) 年再興。
15	妙見寺			野里	真言宗延命寺末、本尊薬師。明治に廃寺となる。



妙見菩薩立像（光福 02）正面



妙見菩薩立像（光福 02）右斜



妙見菩薩立像（光福 02）左斜



妙見菩薩立像（光福 02）右側面



妙見菩薩立像（光福 02）左側面



妙見菩薩立像（光福 02）背面



妙見菩薩立像（光福 02）頭頂



妙見菩薩立像（光福 02）底



妙見菩薩立像（光福 02）頭部正面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右斜



妙見菩薩立像（光福 02）頭部右側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部左側面



妙見菩薩立像（光福 02）頭部背面



左足柄外側の墨書銘（赤外線）



左足柄外側の墨書銘（赤外線）（接写）